

横浜市保護施設指定管理者選定委員会  
選定委員・事務局名簿

(敬称略・五十音順)

氏名	役職等
石渡 和実	東洋英和女学院大学 名誉教授
加藤 靖	NPO法人 市民の会寿アルク 本牧荘施設長
品川 エミリー	本牧原地域ケアプラザ所長
目黒 りう	横浜労災病院 医療福祉相談室長
森 哲哉	公認会計士

## 事務局

伊藤 泰毅	健康福祉局生活支援課長
杉田 秀実	健康福祉局生活支援課事務係長
深沢 佳代	健康福祉局生活支援課事務係

## 第 1 章 指定管理者制度の概要

### 1 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、地方自治体が設置する「公の施設」の管理運営について、民間事業者に委ねることを可能とする地方自治法上の制度である（法第 244 条の 2）。

つまり、指定管理者制度とは、公の施設の管理運営を通じて政策目的を達成するための手法の一つと位置づけられ、その目的は「多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ること」であるとされている（平成 15 年 7 月 17 日総行第 87 号の総務省通知）。

指定管理者制度は、平成 15 年 6 月の法改正により創設されたものであるが、従来は行政処分として地方自治体が行っていた利用許可権限等、施設に関する管理権限を指定管理者に委任できることとなったほか、主に下表に示される点が従来の「管理委託制度」から変更となった。

	管理委託制度《改正前》	指定管理者制度《改正後》
管理運営の主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共団体、公共的団体、地方自治体の出資法人等に限定</li> <li>相手方を条例で規定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者を含む幅広い団体（法人格は不要。ただし、個人は除く）</li> <li>議会の議決を経て指定</li> </ul>
権限と業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の設置者である地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う</li> <li>施設の管理権限及び責任は、地方自治体が引き続き有する（使用許可権限も付与できない）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の管理権限を指定管理者に委任（使用許可権限を含む）</li> <li>地方自治体は、管理権限は行使せず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う</li> </ul>
条例で規定する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託の条件、相手方等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲</li> </ul>
法的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託（契約）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定（行政処分）</li> <li>管理運営の細目等については、協定（行政処分の附款）により規定</li> </ul>

## ○横浜市保護施設条例

昭和31年6月25日

条例第15号

注 平成11年2月から改正経過を注記した。

横浜市保護施設条例をここに公布する。

## 横浜市保護施設条例

## (設置)

第1条 生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第38条に規定する保護施設を設置する。

2 前項の保護施設(以下「施設」という。)の種類、名称及び位置は、別表のとおりとする。

## (施設の使用資格)

第2条 施設を使用できる者は、その施設の種類に従い、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 市長が法による保護を必要と認めた者及び法による委託を受けた者
- (2) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)による行旅病人及びその同伴者
- (3) その他市長が必要と認めた者

## (費用)

第3条 施設の使用については、費用を徴収しない。ただし、市長が負担能力があると認めたときは、法による生活保護費及び施設事務費の基準額の範囲内において、所要経費の全部または一部を徴収することができる。

## (使用の保留又は制限)

第4条 次条第1項に規定する指定管理者は、正当な理由がある場合は、施設の使用を保留し、又は制限することができる。

(平11条例9・全改、平16条例9・一部改正)

## (指定管理者の指定等)

第5条 次に掲げる施設の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 入所者の処遇に関すること。
  - (2) 施設の建物及び設備の維持管理に関すること。
  - (3) その他市長が定める業務
- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。
- 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、施設の設置の目的を最も効果的に達成できると認められたものを指定管理者として指定する。
- 5 前3項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの(以下「現指定管理者」という。)から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が当該施設の設置の目的を最も効果的に達成できると認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。
- 6 市長は、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第9条第1項に規定する横浜市保護施設指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

(平16条例9・全改、平21条例57・平23条例48・一部改正)

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(平16条例9・全改)

(管理の業務の評価)

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第5条第1項各号に掲げる施設の管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

(平23条例48・追加)

(報告及び調査)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から必要な報告を求め、又は当該職員に施設に立ち入り、必要事項を調査させることができる。

2 当該職員が、前項の規定により立入り調査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、かつ関係人の請求がある場合は、これを呈示しなければならない。

(平11条例9・旧第10条繰上、平16条例9・旧第9条繰上・一部改正、平23条例48・旧第7条繰下)

(横浜市保護施設指定管理者選定委員会)

第9条 指定管理者の候補者の選定等について調査審議するため、横浜市保護施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 選定委員会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平23条例48・追加)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、施設の管理及び運営その他必要な事項は、規則で定める。

(平11条例9・旧第12条繰上、平16条例9・旧第11条繰上、平23条例48・旧第8条繰下)

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 横浜市保護寮条例(昭和23年10月横浜市条例第64号)及び横浜市保護授産所条例(昭和25年12月横浜市条例第48号)は、廃止する。

附 則(昭和32年6月条例第23号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和32年7月規則第4号により同年同月10日から施行)

付 則(昭和37年12月条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和38年12月条例第43号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和39年3月条例第52号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則(昭和40年5月条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和40年12月条例第56号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和41年1月規則第1号により同年同月12日から施行)

(経過措置)

- 6 この条例施行の際、現に旧条例の規定に基づく横浜市磯子職業訓練所またはこの条例による改正前の横浜市職業訓練所条例、横浜市保護施設条例もしくは横浜市共同作業所条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づく横浜市金沢職業訓練所、横浜市神奈川授産所、横浜市南授産所、横浜市北方共同作業所もしくは横浜市保土ヶ谷共同作業所(以下「旧施設」という。)について、旧条例または改正前の条例の規定により市長に対してなされた入所の申込みその他の行為は、この条例の相当規定によりなされた内職のあっ旋の申込み、職業訓練の申込みその他の行為とみなす。
- 7 この条例施行の際、旧条例または改正前の条例の規定に基づき市長が旧施設の利用者または利用しようとする者に対してなした入所の許可その他の行為は、この条例の相当規定によりなした作業室等の使用の許可、職業訓練の許可その他の行為とみなす。

付 則(昭和42年3月条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和44年3月条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年3月条例第8号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則(昭和49年3月条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年12月条例第80号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和56年3月規則第25号により同年4月1日から施行)

附 則(昭和56年12月条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年2月条例第9号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成16年7月1日から施行する。
- (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前になされた横浜市浦舟園の管理に関する業務を行わせるものを選定する手続は、この条例による改正後の横浜市保護施設条例(以下「新条例」という。)第5条第2項から第4項までの規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市保護施設条例第6条の規定によりその管理の一部を委託している保護施設については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。
- 4 前項の規定によりなお従前の例によることとされた保護施設について指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)を指定する場合は、新条例第5条第5項の例により、当該保護施設の管理に関する事務を受託しているものを指定管理者として指定することができる。

附 則(平成18年2月条例第7号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年12月条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年12月条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき公の施設の管理に関する業務を行っている指定管理者が、その指定の期間においてこの条例の施行の日前までにこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定による当該業務についての評価に相当する評価を受けている場合にあつては、当該期間においては当該業務についての評価に係るこれらの規定は適用しない。

別表(第1条第2項)

(平11条例9・全改、平16条例9・平18条例7・一部改正)

種類	名称	位置
救護施設	横浜市浦舟園	横浜市南区
更生施設	横浜市中心中央浩生館	

## 横浜市保護施設指定管理者選定委員会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日 健保護第 2769 号 (局長決裁)

最近改正 平成 27 年 3 月 23 日 健保護第 2693 号 (局長決裁)

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市保護施設条例 (昭和 31 年 6 月条例第 15 号。以下「条例」という。) 第 9 条第 3 項の規定に基づき、横浜市保護施設指定管理者選定委員会 (以下「委員会」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

## (担当事務)

第 2 条 委員会は、横浜市保護施設の指定候補者 (指定管理者の候補者をいう。以下同じ。) の選定 (以下「選定」という。) 等に関し、次の事項について調査審議し、市長に意見を述べる。

- (1) 選定手続の細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要項の内容
- (4) 選定及び次点候補者 (指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。) の決定
- (5) 指定管理者の指定の取消し
- (6) その他市長が選定等について必要と認める事項

## (委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 民生委員
  - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員に、委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。
- 3 委員の氏名及び役職等は公募要項等に掲載する。

## (委員の責務)

第 4 条 委員は、第 2 条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。
- 3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した団体を選考対象外とする。
- 4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。
- 5 前項の規定は、委員会に出席した者 (委員及び会議が公開されている場合における傍聴者を除く。) について準用する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、市長から委嘱を受けた日から、当該横浜市保護施設に係る指定管理者が指定された日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第7条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後第6条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、市長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第8条 委員会は、必要があると認める場合には、作業部会を置くことができる。

(会議の公開)

第9条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(報告)

第10条 委員会は、選定（次点候補者の決定を含む。）等を行ったときは、速やかに当該結果を市長に報告する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、健康福祉局生活支援課において行う。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

2 横浜市保護施設指定管理者選定委員会運営要綱(平成 22 年 4 月 1 日健保護第 298 号)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 横浜市保護施設の指定管理者の候補者の選定等に関する要綱

制定 平成 24 年 4 月 1 日 健保護第 2769 号（局長決裁）

## （趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市保護施設条例（昭和 31 年 6 月条例第 15 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する保護施設の指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）を適正に実施するための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して実施しなければならない。

## （選定）

第 2 条 選定は、応募の期間を定めた公募により実施する。

2 前項の公募を行った結果、応募の期間内に資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で再公募を行うものとする。

3 前項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合には、市長は非公募により選定を行うことができる。

4 市長は、条例第 9 条第 1 項に規定する横浜市保護施設指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重して選定を行わなければならない。

5 2 団体以上の応募があった場合には、市長は、委員会の意見を尊重して次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定を行わなければならない。

## （選定基準）

第 3 条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。

3 市長は、前項の選定基準については、委員会の意見を尊重して定めなければならない。

## （申請書等）

第 4 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ市長が定める期日までに、横浜市保護施設管理規則（昭和 31 年 3 月横浜市規則第 45 号）及び別に公募要項に定める提出書類を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要に応じて、前項の規定により提出を受けた書類の一部又は全部を委員会に提供する。

## （選定の公表及び報告）

第 5 条 市長は、選定（次点候補者の決定を含む。）をしたときは、速やかに当該結果を応募団体に通知するとともに、その結果を公表する。

(指定管理者の指定に係る手続)

第6条 市長は、指定管理者の指定に係る議案が議会において議決されたときは、速やかに指定候補者に対して指定の通知を行うとともに、条例第6条の規定に基づき、公告を行うものとする。

2 指定管理者に指定された者と市長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 横浜市保護施設の指定管理者の選定等に関する要綱（平成22年4月1日健保護第298号）は廃止する。

# 保護施設 指定管理施設一覧

資料6

## 1 更生施設(法第38条第3項)

身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者が入所し、生活援助を受けます。

名称	定員	所在地	電話番号	設置主体
横浜市中央浩生館	60	南区中村町3-211(〒232-0033)	251-5830	横浜市
① 建物:鉄筋コンクリート4階建		竣工:S38年10月		改修:S55年3月
敷地面積:719.44㎡ 延床面積:1,183.10㎡		許可年月日:S56年3月13日		FAX: 252-1436

## 2 救護施設(法第38条第2項)

身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者が入所し、生活援助を受けます。

名称	定員	所在地	電話番号	設置主体
横浜市浦舟園	100	南区浦舟町3-46(〒232-0024)	232-9808	横浜市
① 建物:鉄骨鉄筋コンクリート12階建 6、7階部分		竣工:平成16年5月 (昭和42年建設)		平成16年7月1日開所 (平成18年4月1日)
敷地面積:2,865.54㎡ 延床面積:4,839.03㎡		許可年月日:H16年7月1日 (平成18年4月1日)		FAX: 253-8122

横浜市保護施設  
更生施設 横浜市中央浩生館  
指定管理者公募要項

令和7年6月  
横浜市健康福祉局生活支援課

## 1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

このたびは、令和8年4月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

## 2 公募の概要

### (1) 対象施設

ア 横浜市更生施設 横浜市中心浩生館（以下、随時「更生施設」と略します。）

イ 所在地 横浜市南区中村町3-211（〒232-0033）

ウ 施設規模 本館：鉄筋コンクリート造4階建  
（昭和38年10月竣工、昭和55年3月改修）

別棟：鉄骨造平屋建

敷地面積 719.44 m<sup>2</sup>

延床面積 本館：1128.10 m<sup>2</sup>

別棟：55.00 m<sup>2</sup> 計 1183.10 m<sup>2</sup>

エ 施設内容

1階 事務室、指導員室、宿直室、厨房、食堂、調理員控室、倉庫

2階 居室(5室)、医務室、静養室、会議室、娯楽室

3階 居室(7室)、娯楽室、倉庫

4階 居室(6室)、集会室兼作業室

別棟 浴室、機械室

オ 利用定員 60名

### (2) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）

### (3) 指定管理者の公募及び選定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

横浜市は、「横浜市保護施設の指定管理者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、「横浜市保護施設条例」及び「横浜市保護施設指定管理者選定委員会運営要綱」に基づき設置される「横浜市保護施設指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、応募者の中から更生施設の設置目的を最も効果的に達成できると認められる団体を選定します。

選定結果は、応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、健康福祉局ウェブサイトへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

### (4) 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市健康福祉局生活支援課事務係

電話：045 (671) 2404 Fax：045 (664) 0403

E-mail：kf-seikatsushien@city.yokohama.lg.jp

### 3 指定管理者が行う業務

横浜市保護施設条例第5条第1項に規定する事業の実施に関すること。  
(詳細は、以下を参照してください)

### 4 横浜市更生施設の概要

#### (1) 施設の設置目的

更生施設は、「原則として年齢18歳以上60歳未満の者で、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行い、自立更生させる」ために設置される施設です。(横浜市保護施設管理規則第35条)

#### (2) 目的達成の手段

上述の目的を達成するために、以下のことを実施します。具体的な業務は次項のとおりとなります(参考：横浜市保護施設条例第5条1項)。

- ア 入所者の支援に関すること。
- イ 施設の建物及び設備の維持管理に関すること。
- ウ その他市長が定める業務。

#### (3) 業務(横浜市保護施設管理規則第15条ほか)

ア 入所者の支援に関すること

##### (ア) 日課の制定

指定管理者は、入所者の日常生活に必要な日課を定め、これを励行させることとします。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には、適当な指導のもとに休養させなければなりません。

##### (イ) 新規入所者の処置

指定管理者は、新たに入居した者に対して、直ちに次の処置をすることとします。

- a 心身の状況、教育程度、技能その他身上に関する調査を行い、これを記録すること。
- b 衣類及び所持品を調査し、かつ健康診断を行い、衛生上その他必要な処置をすること。
- c 施設の目的、運営方針、その他入所中の参考となる事項を説明すること。

##### (ウ) 給食

入所者に対する給食は、生活保護法第8条の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準に従い熱量、成分及び味覚等に注意し、健康及び体力の維持向上を考慮したものでなければなりません。

##### (エ) 寝具等の貸与・給与

入所者には、必要に応じて寝具その他日常に必要な物品を貸与又は給与しなければなりません。

##### (オ) 生活の指導

指定管理者は、入所者から支援に対する意見を聞き、又は一身上の事情につき相談を受けるため、随時面接し、生活の指導及び問題の解決に努めることとします。

##### (カ) 環境の整備及び衛生管理

指定管理者は、入所者が明朗で親しめる生活ができるように環境の整備を行い、特に施設の内外の清潔、整とん、衣類、寝具等の保全並びに教養の向上を図り、読書、音楽、運動その他の慰安を適時実施して、清新な環境の育成に努めること

とします。

(キ) 利用者の健康診断、健康管理に関する業務

指定管理者は、入所者に対し年2回以上の健康診断を行い、これを記録しておくこととします。また、入所者の健康管理に十分留意し、入所者が疾病にかかり、又は負傷したときは、医師の指示により適当な処置を講じ、静養を与え、その回復を図るよう努めることとします。

(ク) 死亡者の取扱いに関する業務

a 指定管理者は、入所者が死亡したときは、その日時、病名、死亡場所及び死因を記録し、市長、福祉保健センター長又は本市以外の福祉事務所長及び遺族又は関係者に、その旨を通知することとします。

b 指定管理者は、入所者が死亡し、引取り人がないときは、生活保護法第18条第2項の規定により処置し、遺骨は別に処置することとします。

c 指定管理者は、死亡者に遺留した金品があるときは、市長、福祉保健センター長又は本市以外の福祉事務所長に当該金品を届け出ることとします。

イ 施設及び設備の維持保全及び管理に関すること

更生施設の施設及び設備・備品について、その状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理を行います。

他施設との共用部分の施設・設備についても、入居施設で取り交わす覚書等に従い施設・設備の維持保全及び管理を行います。

(ア) 施設及び設備の維持保全及び管理

指定管理者は、別に市が定める方式に則り、施設・設備の点検（関係法令に則った法令点検、機能維持点検及び巡回・確認）を実施し、施設を適切に利用可能かどうかを把握します。施設・設備の破損又は汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じます。

また、建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、建築局が指摘する優先的に行うべき修繕等については、横浜市と指定管理者が協議し速やかに対応を行います。

また、指定管理者は1件あたり60万円未満の修繕（小破修繕）を実施します。

なお、小破修繕の年間累計負担額が60万円を超えた部分の金額は、横浜市と指定管理者で協議の上、両者で同意できたものについては、横浜市で支払うものとしてとします。

(イ) 施設の管理全般

事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行います。

ウ その他

ア及びイの事業を通じて更生施設の設置目的を効果的に達成するため、次の取組を行います。

(ア) 関係機関及び地域との連携に関すること

健康福祉局等の関係機関及び、自治会町内会等の地域の団体や地域住民との交流・連携に関する取組を行います。

(イ) 帳簿類の整備

指定管理者は、施設の管理及び運営の状況を明らかにするため、次の帳簿等を整備することとします。

a 事業日誌ほか管理に関する帳簿

b 利用者名簿ほか利用者に関する帳簿

(案)

- c 収支予算・決算関係書類ほか会計経理に関する帳簿
- (ウ) 任意事業  
指定管理者からの申請に基づき、通所事業のほか、国の定めに沿って事業を実施することができます。

#### (4) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

##### ア 職員配置

- (ア) 更生施設には、最低限以下の職員を置くこととします。

総数	施設長	事務員	主任 指導員	指導員	看護師 又は 准看護師	栄養士 又は 管理栄養士	調理 員等	医師
13	1	1	1	4	1	1	4 (1)	(1)

※ 調理員等欄の（ ）については、非常勤職員の再掲、医師欄の（ ）は嘱託医を示す。

- (イ) その他「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の施行について（昭和 41 年 12 月 15 日社施第 335 号）」等の関係法令等を遵守すること。

##### イ 指定管理料

更生施設の運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視、小破修繕を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で決定します（予算は横浜市会での議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期、方法等は協定で定めます。

指定管理料の額は、以下(ア)から(イ)に示す項目の内容に従い年度協定書で定めるものとします。

- (ア) 指定管理料のうち、施設事務費に替わるべき部分については、「法で定めた基準による施設事務費の単価 × 各月初日の入所実人員数」により算出するものとします。

##### 【参考】

「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省発社援第 0331011 号）

「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて」（昭和 63 年 5 月 27 日社施第 85 号）

「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」（昭和 63 年 5 月 27 日社施第 84 号）

- (イ) 指定管理料のうち、生活扶助費に替わるべき部分については、「法で定めた基準による生活扶助費の単価×入所実人員数」により算出するものとします。

##### 【参考】

「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号）

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日厚生省発社第 123 号）

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号）

- (ウ) 指定管理料は、(ア)及び(イ)により算出された額の合計から入所者の自己負担

(案)

金を指し引いた金額とします。

- (エ) 指定管理者が任意事業を行う場合は、(ア)から(ウ)で定める金額に、それぞれ国の定める基準に基づき算出された額を加えた金額を、指定管理料の金額とします。

ウ 小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、1件あたり60万円（消費税、地方消費税を含む）未満のものについては指定管理者が負担します。

なお、小破修繕の年間累計負担額が60万円を超えた部分の金額は、横浜市と指定管理者で協議の上、両者で同意できたものについては、横浜市で支払うものとします。

エ 利用者の実費負担について

更生施設は利用料金制をとっておらず、施設の利用にかかる利用料金は徴収しません。ただし、市長が負担能力があると認めたときは、生活保護法による生活保護費及び施設事務費の基準額の範囲内において、所要経費の全部または一部を徴収することができます。

(5) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加	○		
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税（地方消費税を含む）の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
組織再編行為等	指定管理者の組織再編行為等により市に発生する費用※1		○	
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	

(案)

需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の 中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の 損傷及び補 修	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	一件当たり 60 万円未満のもの		○	
	年間累計額 60 万円を超えた部分	○		
利用者等へ の損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第 三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		○
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※1 ア 次期指定管理者の指定のために開催する選定評価委員会の委員に支払う謝金等の費用

イ 組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

## (6) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (ウ) 生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号）
- (エ) 横浜市保護施設条例（昭和 31 年 6 月条例第 15 号）
- (オ) 横浜市保護施設管理規則（昭和 31 年 6 月規則第 45 号）
- (カ) 横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月条例第 63 号）
- (キ) 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和 41 年 7 月 1 日厚生省令第 18 号）
- (ク) 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の施行について（昭和 41 年 12 月 15 日社施第 335 号）
- (ケ) 保護施設通所事業の実施について（平成 14 年 3 月 29 日社援発第 0329030 号）
- (コ) 横浜市保護施設通所事業実施要領（平成 15 年 1 月 7 日福保第 249 号）
- (サ) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (シ) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）

- (ヌ) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (セ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- (ソ) 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (タ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (チ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- (ツ) その他保護施設運営に関連する法令通知等

#### イ 業務の基準・評価について

- (ア) 事業計画書・事業報告書等の提出  
指定管理者は、単年度の運営状況だけでなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。  
なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定め  
ます。
- (イ) 自己評価の実施  
業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に  
関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。
- (ウ) 第三者評価の実施  
横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必  
要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者  
評価の受審を指定管理者の義務としています。  
更生施設に関する福祉サービス第三者評価は、市が定めた共通評価基準に  
基づき、市が認定した民間評価機関（NPO 法人、シンクタンク等）による評  
価を受けることとし、これらの結果は横浜市のウェブサイトで公表されます。  
なお、受審時期は、指定期間の 2 年目又は 3 年目のいずれかのうち横浜市と  
の協議により定める時期を原則とします（受審に伴う費用は指定管理者の負  
担となり、20 万円（消費税別）となります）。
- (エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置  
横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定  
管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見ら  
れない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を  
取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。  
この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。ま  
た、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことが  
できるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

#### ウ その他

- (ア) 個人情報の保護について  
指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「個人情報の保護に関する  
法律」（平成 15 年法律第 57 条）及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」  
（令和 4 年 12 月 28 日条例第 38 号）の規定が適用され、個人情報の保護に関  
する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人情報の開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人情報の開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人情報の開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第2号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に更生施設を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 事業の継続が困難となった場合の措置

a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

b 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

- (キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置  
協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。
- (ク) 公租公課  
指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。
- (ケ) 施設情報の定期的報告  
施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、市に報告します。確認及び報告は、市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。
- (コ) 災害等発生時の対応  
更生施設は、横浜市防災計画等に基づき、「災害時における在宅要援護者のための福祉避難所の協力に関する協定」を締結し、災害時には、福祉避難所として要援護者の受け入れに協力することとします。また、市域外で発生した大規模地震災害の際には、被災者の受け入れに協力することとします。
- (カ) 廃棄物の対応  
施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。
- (シ) 自動販売機等について  
自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。  
なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料からは除外します。  
指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。
- (ス) 横浜市暴力団排除条例の遵守  
横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。
- (セ) 横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施  
横浜市では、本条例(平成 22 年 3 月横浜市条例第 9 号)踏まえ、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。  
指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。  
なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。
- (ソ) 障害者の雇用の促進等に関する法律への対応  
指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律の基本的理念を踏まえ、障害者雇用の促進に努めるものとします。  
なお、横浜市は取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の指定管理者における障害者雇用の状況について調査を実施する場合がありますため、これに協力してください。
- (タ) 財務状況の確認  
安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に 1

回、指定管理者となっている団体（共同事業体においては各構成団体）について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

(f) ウェブサイトについて

a 掲載すべき情報

指定管理者が更生施設のウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。

(a) 指定管理者名

(b) 更生施設の事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブサイトのリンク

b ウェブアクセシビリティ

指定管理者はウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-2016:3 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

(ツ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供に努めることとします。

(テ) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(ト) その他

その他、記載のない事項については、健康福祉局長と協議を行なうこととします。

## 5 公募及び選定に関する事項

### (1) 公募スケジュール

ア 公募のお知らせ	5月26日（月）
イ 公募要項の配布	6月3日（火）～7月3日（木）
ウ 現地見学会及び応募説明会	6月17日（火）
エ 公募要項に関する質問受付	6月16日（月）～6月23日（月）
オ 公募要項に関する質問回答	6月25日（水）頃（予定）
カ 応募書類の受付期間	7月1日（火）～7月7日（月）
キ 審査・選定（面接審査実施）	8月上旬（予定）
ク 選定結果の通知・公表	8月中旬～下旬（予定）
ケ 指定管理者の指定	12月中旬（予定）
コ 指定管理者との協定締結	令和8年1月上旬締結（予定）

### (2) 公募手続きについて

ア 公募のお知らせ

指定管理者の公募について、横浜市のウェブページに掲載し、広くお知らせします。

(案)

イ 公募要項の配布

(ア) 配布期間：令和7年6月3日（火）から令和7年7月3日（木）  
（土・日・祝日を除く午前8時45分から午後5時まで）

(イ) 配布場所：健康福祉局生活支援課事務係（横浜市役所16階）  
次のウェブページからもダウンロードができます。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/seikatsu/seikatsuhogo/hogoshisetu.html>

ウ 現地見学会及び応募説明会

現地見学会及び応募方法、応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限りご参加ください。当日は、この公募要項は配布しませんので、各自でご持参ください。なお、現地見学会終了後、説明会を行います。

(ア) 開催日時  
令和7年6月17日（火）午前10時開始（正午終了予定）

(イ) 開催場所  
更生施設 横浜中央浩生館

(ウ) 参加人数  
各団体3名以内とします。

(エ) 申込方法  
参加をご希望される団体は、6月12日（木）午後5時までに、FAXまたはE-mailで「現地見学会・応募説明会 参加申込書」（別紙1）を健康福祉局生活支援課事務係にお送りください。  
なお、説明会当日は、駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

エ 質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間  
令和7年6月16日（月）午前9時から6月23日（月）午後5時まで

(イ) 受付方法  
E-Mail又はFAXで「質問書」（別紙2）を健康福祉局生活支援課事務係にお送りください。電話でのお問合せには応じられませんのでご了承願います。

オ 質問への回答

回答方法

令和7年6月25日（水）（予定）に、次のウェブページで回答を公表します。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/seikatsu/seikatsuhogo/hogoshisetu.html>

カ 応募書類の受付

(ア) 応募書類

「5(5) 応募手続きについて」を参照

(イ) 受付期間

令和7年7月1日(火) 午前9時から令和7年7月7日(月) 午後5時まで

(ロ) 受付方法

健康福祉局生活支援課事務係まで、ご持参又は記録が残る送付方法(簡易書留等)でご提出ください(受付期間内必着)。

(ハ) 提出先:

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 健康福祉局生活支援課事務係 宛

(3) 審査・選定の手続きについて

ア 審査方法

選定委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市健康福祉局長が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理の方合計3名までの出席をお願いします。

面接審査に係る詳細は、応募者に後日お知らせいたします。

なお、選定委員会による審査及び横浜市健康福祉局長による選定後、横浜市の議決を経て横浜市健康福祉局長が指定の通知を行うことにより、更生施設の指定管理者として正式に指定されます。

イ 選定委員会(敬称略、50音順)

氏名	備考
石渡 和実	東洋英和女学院大学 名誉教授
加藤 靖	NPO法人 市民の会寿アルク 本牧荘施設長
品川 エミリー	本牧原地域ケアプラザ所長
目黒 りう	横浜労災病院 医療福祉相談室長
森 哲哉	公認会計士

ウ 会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

項目	審査の視点(例)	配点
1 団体の状況		20
(1) 団体の理念・基本方針及び施設設置目的の理解等	団体の理念・基本方針が施設の設置目的と合致し、公共性の高いものであるか。施設の管理運営の基本方針が具体的に示されているか。	5

(案)

	(2)財務状況	団体の財務状況が健全で、施設の管理運営を安心して任せるに足る水準にあるか。	5
	(3)要保護者支援事業の実績	更生施設の運営に活かせる要保護者支援関連事業の実績があるか。	5
	(4)施設管理運営の実績	公の施設あるいは一般市民が利用する施設の管理及び運営実績があるか。	5
2	職員配置・育成		10
	(1)職員の確保、配置計画	指定管理者の業務を継続するための職員の人数・体制が整えられる配置計画となっているか。	5
	(2)職員の育成、研修計画	職員の資質向上のための研修が計画されており、職員の育成を図ろうという姿勢が示されているか。	5
3	施設の管理運営		40
	(1)建物及び設備の維持保全並びに管理	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全(建物・設備の点検など)計画となっているか。	5
	(2)修繕等への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。 建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。	5
	(3)事故防止体制・緊急時(防犯)の対応	事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	5
	(4)防災に対する取組	・横浜市防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。 ・日常的に、地域と連携した取組がなされているか。	5
	(5)利用者のニーズ・要望・苦情への対応	社会福祉法第82条に基づく適正な苦情受付体制が整っており、これらを施設運営に反映させ、改善に取組む仕組みが整っているか。	5
	(6)個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組【必須評価基準項目】	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ・ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。 ・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5
	(7)衛生管理の取組み	施設や給食等の衛生管理について具体的な取組みが示されているか。	5
	(8)収支計画の適正性	科目ごとに適正な経費が計上されているか。また、実現性が担保されているか。	5
4	事業の企画・実施		70
	(1)施設運営にあたり特に重視する取組み	通所事業などの任意事業を実施するなど、特に重視する取組が適切であり、施設の機能や役割を十分に捉え生かしているか。	10
	(2)入所者のニーズ把握	入所者個々のニーズ把握が適正になされているか。また、把握したニーズが施設運営に適切に反映されているか。	10
	(3)入所者の自立支援への取組み	入所者の自立を積極的に支援する適切かつ具体的な計画となっているか。	10

(案)

(4) 入所者に対する生活相談、助言などの支援の取組み	入所者に対する生活相談、助言等の支援について、適切かつ具体的な計画となっているか。	10
(5) 入所者に対するプライバシー保護・人権擁護の取組み	入所者のプライバシー保護や人権擁護のための取組みが、適切かつ具体的な計画となっているか。	10
(6) 入所者の健康管理（医療的ケアを含む）	医療的ケアを含め、入所者に対する健康管理体制が、適切かつ具体的であるか。	10
(7) 関係機関及び地域団体との連携	入所者や地域における要支援者の自立に向けて、関係機関と積極的に連携していこうとする計画となっているか。	10
評価項目 1～4 の合計		140
5 加減点項目		
(1) 市内中小企業等であるか	次のいずれかに該当するか。	7
(2) 障害者雇用率、ワークライフバランス及び男女共同参画の推進	障害者雇用率が法定雇用率を超えているか。	3
	以下の計画を策定しているか。 ● 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（1点） ● 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定（1点）	2
	以下にあげる認定のうち、いずれかの認定を受けているか。 ● 次世代育成支援対策推進法による認定 ● 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ● よこはまグッドバランス企業の認定	2
(3) 前期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）	管理運営実績が良好であるか。 ≪評価項目 1～5 の合計点（満点）の－5%～＋10%以内を目安として配点を設定（加点のみならず、減点も設定する）≫	14
合 計		168

なお、応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

#### オ 選定結果の通知及び応募書類の公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、健康福祉局ウェブページの掲載等により公表します。

[URL:http://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/seikatsu/seikatsuhogo/hogoshisetu.html](http://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/seikatsu/seikatsuhogo/hogoshisetu.html)

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、市会の議決後、健康福祉局ウェブページ等で公表します。

#### カ 指定管理者の指定

- 市会の議決後に、指定管理者を指定します。(令和7年12月中旬予定)
- キ 指定管理者との協定締結  
「6 協定及び準備に関する事項」を参照

**(4) 応募手続きについて**

次の応募書類をアから順に並べ、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本1部、同様にした副本1部及び応募団体が特定できないようにしたうえでファイルに綴じた9部を提出してください。いずれも各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。また、用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

ア 指定申請書(様式1)(横浜市保護施設管理規則 別記様式)

イ 事業計画書(様式2)

ウ 収支予算書(様式3)

エ 要保護者支援活動の実績報告書(様式4)

オ 団体の概要(様式5)

カ 申請団体役員名簿(様式6)

※県警照会用エクセルファイル(データ)も提出してください。

キ 欠格事項に該当しない宣誓書(様式7)

ク 定款、規約その他これらに類する書類

ケ 履歴事項全部証明書(法人のみ。応募書類の受付期間の最終日時点の情報がわかるもの。)

コ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書(様式自由)

サ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度まで、直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。または、これらに類する書類。

シ 税務署発行の納税証明書「その3の3」<sup>\*1, 2</sup>(公募要項の配布開始以降に発行されたもの)

ス 横浜市税の納税状況調査の同意書(様式8)<sup>\*2</sup>

応募時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況(横浜市の課税状況の有無を含め)について状況調査を行います。

セ 労働保険(労災・雇用)の加入を確認できる書類<sup>\*3</sup>

労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し(直近の1回分)等

ソ 健康保険の加入を確認できる書類<sup>\*3</sup>

年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し(直近の1回分)等

タ 厚生年金保険の加入を確認できる書類<sup>\*3</sup>

年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し(直近の1回分)等

チ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類(就業規則、給与規定等)

ツ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

テ 加減点項目に係る申出書(様式14)及び障害者雇用計算表(様式14-2)<sup>\*4, 5</sup>

※その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

- ※1 同一の区局が所管する複数の施設の選定に応募する場合には、任意の一つの施設への応募書類として原本を添付し、他の応募書類にはコピーを添付することも可とします。その際には、コピーの余白に「原本は〇〇施設の応募書類（令和●年●月●日に●区局●●課に提出）として添付」と明記してください。
- ※2 収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない公益法人又は人格のない社団等の場合は、「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式9）」を提出してください。
- ※3 各種社会保険への加入の必要がないため、セ、ソ及びタの提出ができない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式10）を提出してください。
- ※4 加減点項目のうち、「(1)市内中小企業等であるか」「(2)障害者雇用率、ワークライフバランス及び男女共同参画の推進」において加点を希望する団体は、「加減点項目に係る申出書（様式14）」を作成し、該当項目に係る必要書類を添付の上、提出してください。
- ※5 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務を有さない事業者であって、加点を希望する場合には、障害者雇用率が2.50%を超えていることを確認するため、「加減点項目に係る申出書（様式14）」に加えて「障害者雇用計算表（様式14-2）」に必要事項を記入の上、提出してください。

#### 【注意事項】

- ・共同事業体として応募する場合は、上記アからエまでに加えて、代表団体を含むすべての構成団体に関する上記オからツまでを提出してください。その際、次の2点をオに添付してください。
  - オー(ア) 共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）
  - オー(イ) 共同事業体連絡先一覧（様式5-3）
- ・中小企業等協同事業組合として応募する場合には、上記アからエまでに加えて、すべての担当組合員に関する上記オからツまでを提出してください。その際、次の書類をオに添付してください。
  - オー(ウ) 事業協同組合等構成員表（様式5-4）
- ・その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

#### (5) 応募条件等について

##### ア 応募者の資格

社会福祉法（昭和26年法律第45条）第22条に規定する社会福祉法人であること。

##### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること。
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること。
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること。

- (d) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本市における入札参加を制限されていること。
- (e) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること。
- (f) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること。

※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式 6）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

- (g) 2 年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）。

#### ウ 共同事業体に関する取扱い

共同事業体の場合には、構成する全ての団体が欠格事項のいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

- (ア) 更生施設横浜市中央浩生館の運営に必要な社会福祉法に基づく社会福祉法人としての資格を、当該業務を担当する構成団体が有していること
- (イ) 協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること
- (ウ) 当該共同事業体の構成団体が更生施設横浜市中央浩生館の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2 以上の共同事業体の構成団体として応募していないこと

#### エ 中小企業等協同組合に関する取扱い

中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当する全ての組合員が欠格事項のいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

- (ア) 更生施設横浜市中央浩生館の運営に必要な社会福祉法に基づく社会福祉法人としての資格を、当該業務を担当する組合員が有していること
- (イ) 応募時に担当組合員及び責任分担を明確に定め、「事業協同組合等構成員表」の提出が可能であること
- (ウ) 当該中小企業等協同組合の担当組合員が更生施設横浜市中央浩生館の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2 以上の中小企業等協同組合の担当組合員として応募していないこと

#### ウ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

#### エ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

#### オ 重複応募の禁止

応募は、一団体につき、一案とします。複数の応募はできません。

#### カ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

#### キ 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 現地見学会・応募説明会への代理出席
- (イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (ウ) 選定委員会の面接審査への出席
- ク 応募者の失格  
応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。
  - (ア) エ～キの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合
  - (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合
- ケ 応募書類の取扱い  
応募書類は理由を問わず返却しません。
- コ 応募書類の開示  
指定管理者・指定候補者の応募書類については、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。  
その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- サ 応募の辞退  
正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式 11）」を提出してください。
- シ 費用負担  
応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。
- ス 提出書類の取扱い・著作権  
横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

## 6 協定及び準備に関する事項

### (1) 協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、健康福祉局は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

### (2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等）
- エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等）
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項

- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

### (3) 準備業務

#### ア 開業準備

指定期間の開始までに準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

#### イ 業務の引継ぎ

指定管理者が現在の指定管理者と変更になった場合には、両者の間で引継ぎ等を行っていただきます。この場合、引継ぎに要する費用については、「引継ぎ関連費用」として積算の上、指定管理料とは別に提案してください。

引継ぎは指定期間が開始する前年度に行うこととなるため、市会における指定議案の議決後に、横浜市と指定管理者との間で契約を別途締結して実施します。

なお、積算にあたっては、次の条件が最低限満たされることを条件とした上で、費用の上限額を100万円とします。

【引継ぎの期間】 約1か月（令和8年2月頃から令和8年3月頃まで）

【引継ぎの人数】 7人（施設長、事務員1人、主任指導員1人、指導員2人、看護師1人、栄養士1人）

#### 【引継ぎ項目】

- ・生活支援業務
- ・就労支援業務
- ・入退所手続き業務
- ・給食業務
- ・出納業務
- ・預り金管理業務
- ・通所・訪問業務
- ・居宅生活訓練業務
- ・その他必要業務

### (4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

横浜市は、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができるものとします。また、指定から指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

上記の場合には、次点候補者を指定候補者として、協議を行い、指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。また、市会の議決が得られないことにより、施設の管理運営開始が延期となった場合の損害についても、補償しません。

**(5) 指定取消及び管理業務の停止等**

指定管理者が行う施設の管理の適正を期するために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうち
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、すでに支出した指定管理料の返還、または横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い、指定管理者の組織再編行為等により発生する横浜市の実費（ア）次期指定管理者の指定のために開催する選定評価委員会の委員に支払う謝金等の費用、（イ）組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用）等を求めることがあります。

なお、指定管理者が横浜市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、指名停止を行います。

(案)

別紙 1

## 現地見学会・応募説明会 参加申込書

令和 年 月 日

(申請先)  
横浜市長

(申請者)  
所在地  
商号又は名称  
担当者名  
電話番号

横浜市更生施設横浜中央浩生館の現地見学会・応募者説明会について、次のとおり参加を申し込みます。

(ふりがな) 氏 名	部署・職名	出席内容 (希望に○)
( )		現地見学会のみ / 応募説明会のみ / 両方
( )		現地見学会のみ / 応募説明会のみ / 両方
( )		現地見学会のみ / 応募説明会のみ / 両方

### 【お申し込みについて】

期限：令和7年6月12日（木）午後5時まで  
方法：E-mail (kf-seikatsushien@city.yokohama.lg.jp) 又は FAX で、健康福祉局生活支援課事務係あてに送付してください。

(案)

別紙 2

## 質問書

令和 年 月 日

(申請先)  
横浜市長

(申請者)  
所在地  
商号又は名称  
担当者名  
電話番号

横浜市更生施設横浜市中心浩生館の指定管理者公募要項等について、次のとおり質問事項を提出します。

対象書類等 (該当に○)	ページ・ 項目	内容
・公募要項 ・応募関係書類 ・その他 ( )		

### 【受付について】

期間：令和 7 年 6 月 16 日（月）午前 9 時から 6 月 23 日（月）午後 5 時まで  
方法：E-mail (kf-seikatsushien@city.yokohama.lg.jp) 又は FAX で、「質問書」（別紙 2）を健康福祉局生活支援課事務係にお送りください。  
その他：お電話での御質問にはお答えいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

### 質問内容

項目	(公募要項または資料名・ページ・項目)
内容	

注：質問事項は、本様式 1 枚につき 1 つとし、簡潔に記載してください。  
公募要項に指定する期間以外の質問には答えられませんので、ご注意ください。

## 横浜市保護施設 更生施設横浜市中心浩生館 指定管理者の応募関係書類（表紙）

- 1 提出書類は、本表紙の□欄に確認した旨のレ印を記入してください。
- 2 ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本1部、副本1部及び応募団体が特定できないようにしたうえでファイルに綴じた9部を提出してください。  
(各書類には、ページ数及びインデックスを付けてください。)
- 3 用紙サイズについて、原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一し、文字は明瞭なものを提出してください。
- 4 事業計画書(様式2)においては、業務の工夫等について、具体的に記載してください。

団体名		
確認欄	提出書類名	レ印番号
<input type="checkbox"/>	ア 指定申請書(様式1)	ア
<input type="checkbox"/>	イ 事業計画書(様式2)	イ
<input type="checkbox"/>	ウ 収支予算書(様式3)	ウ
<input type="checkbox"/>	エ 要保護者支援活動の実績報告書(様式4)	エ
<input type="checkbox"/>	オ 団体の概要(様式5)	オ
<input type="checkbox"/>	カ 役員等氏名一覧表(様式6)	カ
<input type="checkbox"/>	キ 欠格事項に該当しない宣誓書(様式7)	キ
<input type="checkbox"/>	ク 定款、規約その他これらに類する書類	ク
<input type="checkbox"/>	ケ 履歴事項全部証明書(法人のみ。)	ケ
<input type="checkbox"/>	コ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書(様式自由)*	コ
<input type="checkbox"/>	サ 直近3か年度分の貸借対照表、財産目録、損益計算書等*	サ
<input type="checkbox"/>	シ 納税証明書 その3の3	シ
<input type="checkbox"/>	ス 横浜市税の納付状況調査の同意書(様式8)	ス
<input type="checkbox"/>	※ (該当する場合には) 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書(様式9)	※シ～ス
<input type="checkbox"/>	セ 労働保険(労災・雇用)の加入を確認できる書類: 労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し(直近の1回分)等	セ
<input type="checkbox"/>	ソ 健康保険の加入を確認できる書類: 年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し(直近の1回分)等	ソ
<input type="checkbox"/>	タ 厚生年金保険の加入を確認できる書類: 年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し(直近の1回分)等	タ

<input type="checkbox"/>	※ (セからタまでのいずれかの保険に加入する必要がない場合は) 労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書 (様式 10)	※セ～タ
<input type="checkbox"/>	チ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類 (就業規則、給与規定等)	チ
<input type="checkbox"/>	ツ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの	ツ
<input type="checkbox"/>	テ 加点項目に該当する旨の申出書類 (様式 14 及び様式 14-2) (加点を希望する団体のみ。様式 14-2 は、必要に応じて提出)	テ
共同事業体を結成して応募する場合は、次の書類も提出		
<input type="checkbox"/>	オ- (ア) 共同事業体の結成に関する申請書 (様式 5-2)	オ- (ア)
<input type="checkbox"/>	オ- (イ) 共同事業体連絡先一覧 (様式 5-3)	オ- (イ)
中小企業等協同組合として応募する場合は、		
<input type="checkbox"/>	オ- (ウ) 事業協同組合等更生表 (様式 5-4)	オ- (ウ)

※ 提出日時時点で前事業年度の決算が確定していない場合は、決算が確定している直近の事業年度及び直近の 3 か年度の書類をそれぞれ御提出ください。

# 指 定 申 請 書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

次の保護施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(施設名) 横浜市保護施設 更生施設横浜中央浩生館

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

1 団体の状況－(1)法人の理念・基本方針及び施設設置目的の理解等
団体の理念及び基本方針、施設の管理運営の基本方針について記載してください。

1 団体の状況－(2)財務状況
財務状況について、予算の執行状況、法人税等の対応の有無、財政状況の健全性、安定した経営ができる基盤等について、記載してください。

1 団体の状況－(3) 要保護者支援事業の実績
過去に要保護者支援事業に取り組んだ実績について記載してください。
様式4へ記載してください。

様式2 事業計画書 [○/○]

1 団体の状況－(4)施設管理運営の実績
公の施設あるいは一般市民が利用する施設の管理及び運営実績について記載してください。

2 職員配置・育成－(1)職員の確保、配置計画
当該施設を運営していく上で、必要な職員の確保、適正な配置についての考えや計画を記載してください。

2 職員配置・育成－(2)職員の育成、研修計画
職員の資質向上のための研修など、職員の育成についての考えや計画を記載してください。

様式2 事業計画書 [○/○]

3 施設の管理運営－(1)施設及び設備の維持保全及び管理について

施設の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検など）計画を記載してください。

3 施設の管理運営－(2) 修繕等への取組み

施設の安全確保及び長寿命化の観点から、修繕計画を記載してください。建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画としてください。

3 施設の管理運営－(3) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応

事件・事故の防止体制について記載してください。併せて事故発生時、緊急時の対応、連絡体制を具体的に記載してください。

様式2 事業計画書 [○/○]

3 施設の管理運営－(4)防災に対する取組み
横浜市防災計画及び公の施設としての役割を踏まえ、防災への取組みを記載してください。日常的に地域と連携した取り組みとなるよう留意してください。

3 施設の管理運営－(5)利用者のニーズ・要望・苦情への対応
利用者のニーズ・要望・苦情受付体制の整備と、これらを施設運営に反映させ、改善に取り組む仕組みについて記載してください。

3 施設の管理運営－(6) 個人情報保護等の取組み
個人情報の保護に対する取り組みや法人の運営状況等の情報公開について、具体的に記載してください。ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策並びに、市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組を記載してください。

様式2 事業計画書 [○/○]

3 施設の管理運営－(7) 衛生管理の取組み

施設や給食等の衛生管理についての具体的な方策について記載してください。

3 施設の管理運営－(8) 収支計画の適正性

指定期間中の収支計画について、記載してください。

4 事業－(1) 施設運営にあたり特に重視する取組み

施設運営にあたって特に重視する取組や配慮を行う事項について、記載してください。通所事業など任意事業の実施について記載してください。

様式2 事業計画書 [○/○]

4 事業-(2) 入所者のニーズ把握

入所者個々のニーズ把握を行い、把握したニーズを施設運営に適切に反映するための方策について具体的に記載してください。

4 事業-(3) 入所者の自立支援への取組み

入所者の自立を支援するための具体的な方策について記載してください。

4 事業-(4) 入所者に対する生活相談、助言などの支援の取組み

入所者に対する生活相談、助言等の支援の取組みについて、具体的に記載してください。

様式2 事業計画書 [○/○]

4 事業-(5) 入所者に対するプライバシー保護・人権擁護の取組
入所者のプライバシーを保護や人権擁護のための取組について、具体的な方策を記載してください。

4 事業-(6) 入居者の健康管理（医療的ケアを含む）
医療的ケアを含め、入居者の健康管理を適切に行うための体制や、具体的な方策を記載してください。

4 事業-(7) 関係機関及び地域団体との連携
入所者や地域における要支援者の自立に向けた関係機関及び地域団体との連携についての意向を記載してください。

※各項目の枠の大きさを適宜変更して構いません。別添資料としても差し支えありません。

様式3

横浜市保護施設 更生施設横浜市中央浩生館 収支予算書

法人名 \_\_\_\_\_

収 支 予 算 書

(単位：千円)

科 目	金 額	説 明
【収入の部】 指定管理料 (施設事務費) (生活扶助費)		
収入合計 (A)		
【支出の部】 人件費  施設管理運営経費		
支出合計 (B)		
当期収支差額 (A) - (B)		

※ 科目には入力済みの大項目の他、中項目、小項目を設けて記入してください。

## 要保護者支援活動の実績報告書

(令和7年6月現在)

法人としての、要保護者支援活動の実績(過去1年間、市内に限らず他都市での活動実績を含む)を、具体的に記載してください。

※実績報告書の内容が記載されているものがある場合は、別添として提出することもできます。

## 団体の概要

(令和〇年〇月現在)

(ふりがな) 商号又は名称	( )			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	( )			
所在地	〒			
設立年月日	年 月			
沿革				
事業内容等				
財政状況 ※直近3か年 の事業年度分	年 度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度
	総 収 入			
	総 支 出			
	当期収支差額			
	次期繰越収支差額			
連絡担当者	(ふりがな) 氏名	( )		
	部署・職名			
	電話番号		FAX	
	E-mail			
特記事項				

### 共同事業体の結成に関する申請書

(申請先)  
横浜市長

(申請者)

共同事業体の名称 \_\_\_\_\_

共同事業体代表団体 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

横浜市保護施設 更生施設横浜市中心浩生館の公募に参加するため、公募要項に基づき、次のとおり共同事業体を結成したことを証するとともに、申請します。

### 共同事業体の結成に関する協定書

目的		
名称		
事務所所在地		
構成団体（代表 団体も構成団体 として記載する こと）	所在地	
	商号又は名称	
	所在地	
	商号又は名称	
代表団体	所在地	
	商号又は名称	

(裏面あり)

代表団体の権限	1 指定管理者の指定申請及び協定の締結等に関し、横浜市との関係において共同事業体を代表する権限 2 経費の請求及び受領に関する権限 3 契約に関する権限
結成及び解散	当共同事業体は、令和 年 月 日に結成し、指定期間終了後3か月を経過する日以降に解散するものとします。ただし、指定管理者に指定されなかった場合には、ただちに解散します。
業務遂行及び債務の履行についての責任	各構成団体は指定管理者としての業務の遂行、及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。
権利義務の譲渡制限	本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはありません。
協議事項	この協定書に定めのない事項については、構成団体全体により協議することとします。

(備考) 共同事業体の構成団体が3者を上回る場合は、この様式に準じた様式を作成してください。

令和 年 月 日

代表団体 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

構成団体 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

構成団体 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

## 共同事業体連絡先一覧

共同事業体名

〔代表構成団体 担当者連絡先〕

(ふりがな) 氏名	( )		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

〔構成団体 担当者連絡先〕

(ふりがな) 氏名	( )		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

〔構成団体 担当者連絡先〕

(ふりがな) 氏名	( )		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

事業協同組合等構成員表

1 事業協同組合等
所在地 名称 代表者名  担当者 氏名 所属 所在地 電話 FAX E-mail
役割分担：

2 担当組員
所在地 名称 代表者名  担当者 氏名 所属 所在地 電話 FAX E-mail
役割分担：

3 担当組員
所在地 名称 代表者名  担当者 氏名 所属 所在地 電話 FAX E-mail
役割分担：

4 担当組合員以外の組合員	
所在地 名 称	

(備考) 指定管理者としての業務を行う組合員は、すべて「担当組合員」として記載してください。

記入欄が足りない場合は、本様式に準じた様式を作成してください。



欠格事項に該当しない宣誓書

令和 年 月 日

(申請先)  
横浜市長

(申請者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

当団体は、横浜市保護施設 更生施設横浜市中心浩生館の指定管理者への応募に際し、応募資格を満たすとともに次の欠格事項に該当しないことを宣誓します。

《欠格事項》

- 1 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- 2 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入への必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないこと
- 3 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- 4 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けたものであること
- 5 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- 6 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- 7 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- 8 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
- 9 次のうち、当団体の応募形式に関する事項について、該当していること
  - (1) 単体として応募している場合  
横浜市保護施設 更生施設横浜市中心浩生館の運営に必要な社会福祉法に基づく社会福祉法人としての資格を有していないこと
  - (2) 共同事業体として応募している場合
    - ア 横浜市保護施設 更生施設横浜市中心浩生館の運営に必要な社会福祉法に基づく社会福祉法人としての資格を、当該業務を担当する構成団体が有していないこと
    - イ 協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することができないこと
    - ウ 当該共同事業体の構成団体が横浜市保護施設 更生施設横浜市中心浩生館の指定管理者の選定に単体又は2以上の共同事業体の構成団体として応募していること

(3) 中小企業等協同組合として応募している場合

- ア 横浜市保護施設 更生施設横浜市中央浩生館の運営に必要な社会福祉法に基づく社会福祉法人としての資格を、当該業務を担当する組合員が有していないこと
- イ 応募時に担当組合員及び責任分担を明確に定め、「事業協同組合等構成員表」を提出することができないこと
- ウ 当該中小企業等協同組合の担当組合員が横浜市保護施設 更生施設横浜市中央浩生館の指定管理者の選定に単体又は2以上の中小企業等協同組合の担当組合員として応募していること

## 横浜市税の納付状況調査の同意書

令和〇年〇月〇日

(申請先)  
横浜市長

(申請者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

当団体は、横浜市が横浜市保護施設 更生施設横浜市中心浩生館の指定管理者選定等に  
伴い、次の事項を行うことに同意します。

- 指定管理者選定時及び指定期間中の毎年度、次の税目の納付状況の調査を行うこと
  - 市民税・県民税（特別徴収分）
  - 法人市民税
  - 事業所税
  - 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
  - 固定資産税（償却資産）
- 当団体が複数の施設の指定管理者選定に応募している場合又は指定管理者となっ  
ている場合、1の調査結果を関係する施設所管課間で共有すること

【必要事項記入欄】 ※いずれかを選択し、必要事項を記入してください。

法人番号有り

法人番号	
------	--

法人番号無し

(フリガナ) 事業者名	
事業所住所	
(フリガナ) 代表者名	

【その他】

横浜市税の手続において、通知等送付先の登録が団体の住所と異なる場合は、下記も御記入  
ください。

通知等送付先	
--------	--

**【担当者連絡先】**

(ふりがな) 氏 名	( )		
部署・職名			
電話番号		FAX	
Email			

(様式9)

法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書

令和 年 月 日

(申請先)  
横浜市長

(申請者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

当団体は、法人税法第4条第1項及び地方税法第296条第1項に規定する収益事業等を、直近5か年の事業年度において実施していないことを宣誓します。

労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書

令和 年 月 日

(申請先)  
横浜市長

(申請者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

横浜市保護施設 更生施設横浜市中心浩生館の指定管理者選定にあたり、次の事項のうち□欄にチェックしたものについて申し出ます。

なお、今後、各種保険の加入義務が生じた場合には、直ちに手続を行うとともに、横浜市に報告します。

1 労働保険（労災保険・雇用保険）について、次の理由により加入の必要はありません。

(1) 労災保険について

理由：

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、令和○年○月○日、  
( 確認先機関名を記載 例：○○労働基準監督署○○課 ) に、(電話・訪問)により確認しました。

(2) 雇用保険について

理由：

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、令和○年○月○日、  
( 確認先機関名を記載 例：○○公共職業安定所○○課 ) に、(電話・訪問)により確認しました。

2 健康保険について、次の理由により加入の必要はありません。

理由：

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、令和○年○月○日、  
( 確認先機関名を記載 例：○○年金事務所○○課 ) に、(電話・訪問)により確認しました。

3 厚生年金保険について、次の理由により加入の必要はありません。

理由：

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、令和○年○月○日、  
( 確認先機関名を記載 例：○○年金事務所○○課 ) に、(電話・訪問)により確認しました。

※必ず「理由」も記入してください。

**【問合せ先】**

○労働保険（労災保険・雇用保険）について

厚生労働省のホームページより、「都道府県労働局（労働基準監督署）所在地一覧」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

○健康保険及び厚生年金保険について

日本年金機構のホームページより、「全国の相談・窓口一覧」をご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

辞退届

令和〇年〇月〇日

(申請先)  
横浜市長

(申請者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

横浜市保護施設 更生施設横浜市中心浩生館の指定管理者の選定について、都合により辞退したいのでお届けします。

【担当者連絡先】

(ふりがな) 氏 名	( )		
部署・職名			
電話番号		FAX	
Email			

※ 確認のため、応募書類に記載いただいた連絡先に電話等で連絡させていただくことがあります。

応募団体名：

評価基準加点項目に係る申出書

指定管理者公募要項中、評価基準に規定する加減点項目において、以下の項目について加点を希望するため、必要書類を添付し提出します。

- 1 市内中小企業等（申請日時点の状況で判断してください。）

【添付資料】 不要

- 2 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況

- (1) 障害者法定雇用率の達成状況（申請直前の6月1日現在の状況で判断してください。）

【添付資料】

以下のいずれかの書類を添付してください。

※**法定雇用率を超える場合に加点対象**となります。障害者雇用率算定の結果、**法定雇用率(2.50%)と同値の場合には、加点対象外**です。

- ①障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務がある場合：障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し（申請日の直近の6月1日現在の職業安定所の受付印が確認できるもの\*）
- ②上記①以外の場合：障害者雇用率（実雇用率）が2.50%を超えていることを確認するため、別紙の障害者雇用計算表を作成のうえ、提出してください（申請日の直近の6月1日現在の状況を記載してください。）。

- (2) ワークライフバランス及び男女共同参画の推進（申請日時点の状況で判断してください。）

- ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定

（従業員101人未満の場合のみ加算対象）

【添付資料】

以下のいずれかの書類を添付してください。（いずれの場合も労働局の受付印が確認できるもの\*）

- ・「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（次世代育成支援対策推進法施行規則第1条第1項に規定されたもの）
- ・「一般事業主行動計画作成・変更届（一体型）」の写し（次世代育成支援対策推進法施行規則第1条第2項に規定されたもの）

- イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定

（従業員101人未満の場合のみ加算対象）

【添付資料】

以下のいずれかの書類を添付してください。（いずれの場合も労働局の受付印が確認できるもの\*）

- ・「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（女性活躍推進法第8条第1項に規定されたもの）
- ・「一般事業主行動計画作成・変更届（一体型）」の写し（次世代育成支援対策推進法施行規則第1条第2項に規定されたもの）

※電子申請で提出した場合は、受領がわかる画面データを添付してください。

- ウ ①次世代育成支援対策推進法による認定（「くるみん」、「トライくるみん」又は「プ

ラチナくるみん」の認定)、②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」の認定)又は③「よこはまグッドバランス企業」の認定【①から③のうち、いずれか1項目を満たせば加点対象】

**【添付資料】**

加点対象となる認定項目に係る認定証の写し(「よこはまグッドバランス企業」の認定においては、申請日時点において認定期間内となっているものに限る。)

**【注意事項】**

- ・ 加点対象となる項目に「」を記入してください。
- ・ 応募団体がJV(共同事業体)の場合は、代表企業の該当の状況により判断してください。

応募団体名：

様式 14-2

### 障害者雇用計算表

障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項による障害者雇用状況の報告義務を有さない事業者であって、加点を希望する場合には、障害者雇用率が 2.50%を超えていることを確認するため、次の障害者雇用計算表に必要事項を記入のうえ、提出してください。

障害者雇用計算表（申請日の直前の 6 月 1 日現在の状況を記載してください。）

常用雇用労働者数（A） ※短時間労働者を除く		人
短時間労働者数（B）		人
算定基礎労働者数（C）：【A + (B × 1/2)】		人
常用の障害者雇用数	重度の身体・知的障害者数（D）	人
	D 以外の身体・知的及び精神障害者数（E）	人
短時間の障害者雇用数	重度の身体・知的障害者数（F）	人
	F 以外の身体・知的及び精神障害者数※（G）	人
算定障害者数（H）：【(D × 2) + E + F + (G × 1/2)】		人
障害者雇用率【H/C × 100】（小数点以下第 3 位を四捨五入）		%

法定雇用率を超える場合に加点対象となります。障害者雇用率算定の

#### 【記載方法】

- ・（A）、（D）、（E）の常用雇用労働者とは、1 週間の所定労働時間が 30 時間以上で、1 年以上継続して雇用される者（見込みを含む）。
- ・身体障害者は、原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が 1 級から 6 級の者。このうち（D）、（F）の重度身体障害者は、身体障害者のうち 1 級又は 2 級の者。
- ・知的障害者は、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害者と判定された者。このうち（D）、（F）の重度知的障害者は、愛の手帳（療育手帳）で程度が「A」とされている者、「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書を受けている者又は障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された者。
- ・精神障害者は、精神保健福祉手帳の交付を受けている者。
- ・（B）、（F）、（G）の短時間労働者は、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満で、1 年以上継続して雇用される者（見込みを含む）。  
※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、雇入れから 3 年以内の方、又は精神保健福祉手帳取得から 3 年以内の方、かつ、令和 5 年 3 月 31 日までに雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方は、対象者 1 人につき 1 人分雇用しているものとしてカウントするため、（E）へ記載してください。

#### 【注意事項】

提出書類は返却しません。また、提出書類は本件審査にのみ使用し、その他の目的には使用しません。ただし、必要に応じ提出された書類について、事実確認（雇用を証明する書類の提出等）を求めることがありますので、ご了承ください。

## 【参考】用語の説明等

### 1 常用雇用労働者の範囲

次のように1年以上継続して雇用される者（見込みを含む）をいいます。ただし、1年以上継続して雇用されている者であっても、1週間の所定労働時間が20時間未満の者については、障害者雇用率制度上の常用雇用労働者の範囲には含めません。

- (1) 雇用期間の定めのない労働者
- (2) 一定期間（1か月、6か月等）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて事実上(1)と同一状態にあると認められる者
- (3) 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上(1)と同一状態にあると認められる者

### 2 障害者である短時間労働者の範囲

身体障害者（重度を含む）、知的障害者（重度を含む）又は精神障害者（※）であって、次の要件に該当する者をいいます。

- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満。
- (2) 1年以上継続して雇用されること（見込みを含む）。

※ただし、精神障害者である短時間労働者であって、雇入れから3年以内の方、または、精神保健福祉手帳取得から3年以内の方、かつ、令和5年3月31日までに、雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方は、常用雇用労働者に含めます。

### 3 対象となる障害者

- (1) 「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者とし、また、「重度身体障害者」とは、このうち1級または2級とされる者です。
- (2) 「知的障害者」とは、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより知的障害者と判定された者をいいます。また、「重度知的障害者」とは、知的障害者のうち知的障害の程度が重いと判定された者をいいます。具体的には、次のいずれかに該当する者となります。
  - ア 愛の手帳（療育手帳）で程度が「A」とされている者。
  - イ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医による、療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書を受けている者。
  - ウ 障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された者。
- (3) 「精神障害者」とは、精神保健福祉手帳の交付を受けている者とし、また、「重度精神障害者」とは、このうち1級または2級とされる者です。

### 4 雇用障害者数のカウントの方法について

- (1) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用雇用労働者のうち、1週間の所定労働時間が30時間以上の者は1人につき1人分雇用しているとみなします。ただし、重度身体障害者及び重度知的障害者は、1人につき2人分雇用しているとみなします。
- (2) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）は、1人につき0.5人分雇用しているとみなします。ただし、重度身体障害者及び重度知的障害者は1人につき1人分雇用しているとみなします。

※精神障害者である短時間労働者であって、雇入れから3年以内の者、又は精神保健福祉手帳取得から

3年以内の者で、かつ、令和5年3月31日までに、雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人につき1人分雇用しているとみなします。

横浜市保護施設  
救護施設 横浜市浦舟園  
指定管理者公募要項

令和7年6月  
横浜市健康福祉局生活支援課

## 1 指定管理者制度の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成15年6月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

このたびは、令和8年4月から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

## 2 公募の概要

### (1) 対象施設

ア 救護施設 横浜市浦舟園（以下、随時「救護施設」と略します。）

イ 所在地 横浜市南区浦舟町3-46（〒232-0024）

ウ 施設規模 浦舟複合福祉施設の6・7階部分（平成16年5月竣工）  
延床面積 4,839.03㎡

（ほか、共用部分（入居施設の床面積按分により管理を負担）有り）

エ 施設内容 居室（1人部屋、2人部屋、特別居室）、食堂、浴室、寮母室  
会議室、作業室、医務室、機能回復訓練室、社会復帰訓練室、デイルーム、集会室、  
静養室、他

オ 利用定員 100名

### (2) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）

### (3) 指定管理者の公募及び選定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

横浜市は、「横浜市保護施設の指定管理者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、「横浜市保護施設条例」及び「横浜市保護施設指定管理者選定委員会運営要綱」に基づき設置される「横浜市保護施設指定管理者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、応募者の中から救護施設の設置目的を最も効果的に達成することができると認められる団体を選定します。

選定結果は、応募者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、健康福祉局ウェブサイトへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

### (4) 問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

横浜市健康福祉局生活支援課事務係

電話：045（671）2404 Fax：045（664）0403

E-mail：kf-seikatsushien@city.yokohama.jp

### 3 指定管理者が行う業務

横浜市保護施設条例第5条第1項に規定する事業の実施に関すること。  
(詳細は、以下を参照してください)

### 4 横浜市救護施設の概要

#### (1) 施設の設置目的

救護施設は、「原則として年齢18歳以上60歳未満の者で、身体上又は精神上に著しい障害があるため、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助及び救護を行う」ために設置される施設です。(横浜市保護施設管理規則第12条)

#### (2) 目的達成の手段

上述の目的を達成するために、以下のことを実施します。具体的な業務は次項のとおりとなります(参考：横浜市保護施設条例第5条1項)。

- ア 入所者の支援に関すること。
- イ 施設の建物及び設備の維持管理に関すること。
- ウ その他市長が定める業務。

#### (3) 業務(横浜市保護施設管理規則第15条ほか)

ア 入所者の支援に関すること

##### (ア) 日課の制定

指定管理者は、入所者の日常生活に必要な日課を定め、これを励行させることとします。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には、適当な指導のもとに休養させなければなりません。

##### (イ) 新規入所者の処置

指定管理者は、新たに入居した者に対して、直ちに次の処置をすることとします。

- a 心身の状況、教育程度、技能その他身上に関する調査を行い、これを記録すること。
- b 衣類及び所持品を調査し、かつ健康診断を行い、衛生上その他必要な処置をすること。
- c 施設の目的、運営方針、その他入所中の参考となる事項を説明すること。

##### (ウ) 給食

入所者に対する給食は、生活保護法第8条の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準に従い熱量、成分及び味覚等に注意し、健康及び体力の維持向上を考慮したものでなければなりません。

##### (エ) 寝具等の貸与・給与

入所者には、必要に応じて寝具その他日常に必要な物品を貸与又は給与しなければなりません。

##### (オ) 生活の指導

指定管理者は、入所者から支援に対する意見を聞き、又は一身上の事情につき相談を受けるため、随時面接し、生活の指導及び問題の解決に努めることとします。

##### (カ) 環境の整備及び衛生管理

指定管理者は、入所者が明朗で親しめる生活ができるように環境の整備を行い、特に施設の内外の清潔、整頓、衣類、寝具等の保全並びに教養の向上を図り、読書、音楽、運動その他の慰安を適時実施して、清新な環境の育成に努めること

とします。

(キ) 利用者の健康診断、健康管理に関する業務

指定管理者は、入所者に対し年2回以上の健康診断を行い、これを記録しておくこととします。また、入所者の健康管理に十分留意し、入所者が疾病にかかり、又は負傷したときは、医師の指示により適当な処置を講じ、静養を与え、その回復を図るよう努めることとします。

(ク) 死亡者の取扱いに関する業務

a 指定管理者は、入所者が死亡したときは、その日時、病名、死亡場所及び死因を記録し、市長、福祉保健センター長又は本市以外の福祉事務所長及び遺族又は関係者に、その旨を通知することとします。

b 指定管理者は、入所者が死亡し、引取り人がないときは、生活保護法第18条第2項の規定により処置し、遺骨は別に処置することとします。

c 指定管理者は、死亡者に遺留した金品があるときは、市長、福祉保健センター長又は本市以外の福祉事務所長に当該金品を届け出ることとします。

イ 施設及び設備の維持保全及び管理に関すること

救護施設の施設及び設備・備品について、その状態を良好かつ清潔に保ち、施設利用者が快適で安全に利用できるように適正な維持保全及び管理を行います。

他施設との共用部分の施設・設備についても、入居施設で取り交わす覚書等に従い施設・設備の維持保全及び管理を行います。

(ア) 施設及び設備の維持保全及び管理

指定管理者は、別に市が定める方式に則り、施設・設備の点検（関係法令に則った法令点検、機能維持点検及び巡回・確認）を実施し、施設を適切に利用可能かどうかを把握します。施設・設備の破損又は汚損が発生した場合には、必要に応じて速やかに市に報告するとともに協議のうえ必要な措置を講じます。

また、建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、建築局が指摘する優先的に行うべき修繕等については、横浜市と指定管理者が協議し速やかに対応を行います。

また、指定管理者は1件あたり60万円未満の修繕（小破修繕）を実施します。

なお、小破修繕の年間累計負担額が60万円を超えた部分の金額は、横浜市と指定管理者で協議の上、両者で同意できたものについては、横浜市で支払うものとしてとします。

(イ) 施設の管理全般

事故防止、安全管理、衛生管理、清掃等、施設を安全で快適な状態に保つための業務を行います。

ウ その他

ア及びイの事業を通じて救護施設の設置目的を効果的に達成するため、次の取組を行います。

(ア) 関係機関及び地域との連携に関すること

健康福祉局等の関係機関及び、自治会町内会等の地域の団体や地域住民との交流・連携に関する取組を行います。

(イ) 帳簿類の整備

指定管理者は、施設の管理及び運営の状況を明らかにするため、次の帳簿等を整備することとします。

a 事業日誌ほか管理に関する帳簿

b 利用者名簿ほか利用者に関する帳簿

(案)

- c 収支予算・決算関係書類ほか会計経理に関する帳簿
- (ウ) 任意事業  
指定管理者からの申請に基づき、通所事業のほか、国の定めに沿って事業を実施することができます。

#### (4) 職員配置及び経費等（実施事業を支える体制）

##### ア 職員配置

- (ア) 救護施設には、最低限以下の職員を置くこととします。

総数	施設長	事務員	主任 指導員	介護 職員	看護師 又は 准看護師	栄養士 又は 管理栄養士	調理 員等	医師	介助員
28	1	2	1	17	1	1	4 (1)	(1)	1

※ 調理員等欄の（ ）については、非常勤職員の再掲、医師欄の（ ）は嘱託医を示す。

- (イ) その他「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の施行について（昭和41年12月15日社施第335号）」等の関係法令等を遵守すること。

##### イ 指定管理料

救護施設の運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費に充てるため、市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視、小破修繕を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で決定します（予算は横浜市会での議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。指定管理料の支払い時期、方法等は協定で定めます。

指定管理料の額は、以下(ア)から(エ)に示す項目の内容に従い年度協定書で定めるものとします。

- (ア) 指定管理料のうち、施設事務費に替わるべき部分については、「法で定めた基準による施設事務費の単価 × 各月初日の入所実人員数」により算出するものとします。

##### 【参考】

「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」（平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331011号）

「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて」（昭和63年5月27日社施第85号）

「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」（昭和63年5月27日社施第84号）

- (イ) 指定管理料のうち、生活扶助費に替わるべき部分については、「法で定めた基準による生活扶助費の単価×入所実人員数」により算出するものとします。

##### 【参考】

「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号）

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号）

- (ウ) 指定管理料は、(ア)及び(イ)により算出された額の合計から入所者の自己負担

(案)

金を指し引いた金額とします。

- (エ) 指定管理者が任意事業を行う場合は、(ア)から(ウ)で定める金額に、それぞれ国の定める基準に基づき算出された額を加えた金額を、指定管理料の金額とします。

ウ 小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、1件あたり60万円（消費税、地方消費税を含む）未満のものについては指定管理者が負担します。

なお、小破修繕の年間累計負担額が60万円を超えた部分の金額は、横浜市と指定管理者で協議の上、両者で同意できたものについては、横浜市で支払うものとします。

エ 利用者の実費負担について

救護施設は利用料金制をとっておらず、施設の利用にかかる利用料金は徴収しません。ただし、市長が負担能力があると認めるときは、生活保護法による生活保護費及び施設事務費の基準額の範囲内において、所要経費の全部または一部を徴収することができます。

(5) リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加	○		
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
税制変更	消費税（地方消費税を含む）の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
組織再編行為等	指定管理者の組織再編行為等により市に発生する費用※1		○	
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	

(案)

需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の 中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の 損傷及び補 修	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	一件当たり 60 万円未満のもの		○	
	年間累計額 60 万円を超えた部分	○		
利用者等へ の損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第 三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		○
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※1 ア 次期指定管理者の指定のために開催する選定評価委員会の委員に支払う謝金等の費用

イ 組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用

※不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

## (6) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

(ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

(イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

(ウ) 生活保護法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 144 号）

(エ) 横浜市保護施設条例（昭和 31 年 6 月条例第 15 号）

(オ) 横浜市保護施設管理規則（昭和 31 年 6 月規則第 45 号）

(カ) 横浜市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月条例第 63 号）

(キ) 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和 41 年 7 月 1 日厚生省令第 18 号）

(ク) 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の施行について（昭和 41 年 12 月 15 日社施第 335 号）

(ケ) 保護施設通所事業の実施について（平成 14 年 3 月 29 日社援発第 0329030 号）

(コ) 横浜市保護施設通所事業実施要領（平成 15 年 1 月 7 日福保第 249 号）

(サ) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(シ) 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和 4 年 12 月横浜市条例第 38 号）

- (ヌ) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (セ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- (ソ) 建物・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (タ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (チ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）
- (ツ) その他保護施設運営に関連する法令通知等

#### イ 業務の基準・評価について

- (ア) 事業計画書・事業報告書等の提出  
指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。  
なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定め  
ます。
- (イ) 自己評価の実施  
業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に  
関する意見を聴取し、年 1 回以上、自己評価を実施することとします。
- (ウ) 第三者評価の実施  
横浜市では、客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必  
要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、第三者  
評価の受審を指定管理者の義務としています。  
救護施設に関する福祉サービス第三者評価は、市が定めた共通評価基準に  
基づき、市が認定した民間評価機関（NPO 法人、シンクタンク等）による評  
価を受けることとし、これらの結果は横浜市のウェブサイトで公表されます。  
なお、受審時期は、指定期間の 2 年目又は 3 年目のいずれかのうち横浜市と  
の協議により定める時期を原則とします（受審に伴う費用は指定管理者の負  
担となり、20 万円（消費税別）となります）。
- (エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置  
横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定  
管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見ら  
れない場合、横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、その指定を  
取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。  
この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。ま  
た、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことが  
できるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

#### ウ その他

- (ア) 個人情報の保護について  
指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「個人情報の保護に関する  
法律」（平成 15 年法律第 57 条）及び「横浜市個人情報の保護に関する条例」  
（令和 4 年 12 月 28 日条例第 38 号）の規定が適用され、個人情報の保護に関  
する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示等の請求について、手続等の統一化を図るため、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の保有する保有個人情報の開示等の請求に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「保有する保有個人情報の開示等の請求に関する規程」を作成し、保有個人情報の開示等の請求に対して適切に対応することとします。

さらに、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成12年2月横浜市条例第2号）の規定に準じて、情報公開の対応を適切に行うことが必要です。

また、協定等において、横浜市が示す「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、文書等の開示の申出に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- a 指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- b 施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- c 指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

(オ) 利用の継続

業務の開始にあたっては、現に救護施設を利用している利用者の継続利用を妨げないこととします。

また、利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定期間終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととします。

(カ) 事業の継続が困難となった場合の措置

a 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

b 当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

- (キ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置  
協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。
- (ク) 公租公課  
指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。
- (ケ) 施設情報の定期的報告  
施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が各種点検により確認し、市に報告します。確認及び報告は、市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。
- (コ) 災害等発生時の対応  
救護施設は、横浜市防災計画等に基づき、「災害時における在宅要援護者のための福祉避難所の協力に関する協定」を締結し、災害時には、福祉避難所として要援護者の受け入れに協力することとします。また、市域外で発生した大規模地震災害の際には、被災者の受け入れに協力することとします。
- (カ) 廃棄物の対応  
施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。
- (シ) 自動販売機等について  
自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。  
なお、自動販売機使用にかかる電気料金は、指定管理料からは除外します。  
指定管理者が自動販売機業者等から徴収する売上手数料については、指定管理者が当該業者と締結する委託契約書等に規定するとともに、指定管理者の収入として、適正に経理することとします。
- (ス) 横浜市暴力団排除条例の遵守  
横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。
- (セ) 横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取組の実施  
横浜市では、本条例(平成 22 年 3 月横浜市条例第 9 号)踏まえ、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。  
指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等にあたって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。  
なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。
- (ソ) 障害者の雇用の促進等に関する法律への対応  
指定管理者は、障害者の雇用の促進等に関する法律の基本的理念を踏まえ、障害者雇用の促進に努めるものとします。  
なお、横浜市は取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の指定管理者における障害者雇用の状況について調査を実施する場合がありますため、これに協力してください。
- (タ) 財務状況の確認  
安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に 1

回、指定管理者となっている団体（共同事業体においては各構成団体）について選定時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

(f) ウェブサイトについて

a 掲載すべき情報

指定管理者が更生施設のウェブサイトを設置する場合には、次の情報を掲載することとします。

(a) 指定管理者名

(b) 更生施設の事業報告書等が掲載されている横浜市のウェブサイトのリンク

b ウェブアクセシビリティ

指定管理者はウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保するとともに、「ウェブアクセシビリティ仕様書」に基づき、「JIS X 8341-2016:3 の適合レベル AA」に準拠したウェブアクセシビリティに配慮することとします。

(ツ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく合理的配慮の提供

指定管理者は、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する横浜市職員対応要領」を参考に合理的配慮の提供に努めることとします。

(テ) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(ト) その他

その他、記載のない事項については、健康福祉局長と協議を行なうこととします。

## 5 公募及び選定に関する事項

### (1) 公募スケジュール

ア 公募のお知らせ	5月26日（月）
イ 公募要項の配布	6月3日（火）～7月3日（木）
ウ 現地見学会及び応募説明会	6月16日（月）
エ 公募要項に関する質問受付	6月16日（月）～6月23日（月）
オ 公募要項に関する質問回答	6月25日（水）頃（予定）
カ 応募書類の受付期間	7月1日（火）～7月7日（月）
キ 審査・選定（面接審査実施）	8月上旬（予定）
ク 選定結果の通知・公表	8月中旬～下旬（予定）
ケ 指定管理者の指定	12月中旬（予定）
コ 指定管理者との協定締結	令和8年1月上旬締結（予定）

### (2) 公募手続きについて

ア 公募のお知らせ

指定管理者の公募について、横浜市のウェブページに掲載し、広くお知らせします。

イ 公募要項の配布

- (ア) 配布期間：令和7年6月3日（火）から令和7年7月3日（木）  
（土・日・祝日を除く午前8時45分から午後5時まで）
- (イ) 配布場所：健康福祉局生活支援課事務係（横浜市役所16階）  
次のウェブページからもダウンロードができます。  
URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/seikatsu/seikatsuhogo/hogoshisetu.html>

ウ 現地見学会及び応募説明会

現地見学会及び応募方法、応募書類等に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限りご参加ください。当日は、この公募要項は配布しませんので、各自でご持参ください。なお、現地見学会終了後、説明会を行います。

- (ア) 開催日時  
令和7年6月16日（月）午前10時開始（正午終了予定）
- (イ) 開催場所  
救護施設 横浜市浦舟園
- (ウ) 参加人数  
各団体3名以内とします。
- (エ) 申込方法  
参加をご希望される団体は、6月12日（木）午後5時までに、FAXまたはE-mailで「現地見学会・応募説明会 参加申込書」（別紙1）を健康福祉局生活支援課事務係にお送りください。  
なお、説明会当日は、駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

エ 質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (ア) 受付期間  
令和7年6月16日（月）午前9時から6月23日（月）午後5時まで
- (イ) 受付方法  
FAXまたはE-Mailで「質問書」（別紙2）を健康福祉局生活支援課事務係にお送りください。電話でのお問合せには応じかねますので御了承願います。

オ 質問への回答

令和7年6月25日（水）（予定）に、次のウェブページで回答を公表します。

URL：<http://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/seikatsu/seikatsuhogo/hogoshisetu.html>

カ 応募書類の受付

(ア) 応募書類

「5(5) 応募手続きについて」を参照

(イ) 受付期間

令和7年7月1日(火)午前9時から令和7年7月7日(月)午後5時まで

(ロ) 受付方法

健康福祉局生活支援課事務係まで、ご持参又は記録が残る送付方法(簡易書留等)でご提出ください(受付期間内必着)。

(ハ) 提出先:

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 健康福祉局生活支援課事務係 宛

(3) 審査・選定の手続きについて

ア 審査方法

選定委員会で審査を行い、その結果に基づき、横浜市健康福祉局長が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理の方合計3名までの出席をお願いします。

面接審査に係る詳細は、応募者に後日お知らせいたします。

なお、選定委員会による審査及び横浜市健康福祉局長による選定後、横浜市の議決を経て横浜市健康福祉局長が指定の通知を行うことにより、救護施設の指定管理者として正式に指定されます。

イ 選定委員会(敬称略、50音順)

氏名	備考
石渡 和実	東洋英和女学院大学 名誉教授
加藤 靖	NPO法人 市民の会寿アルク 本牧荘施設長
品川 エミリー	本牧原地域ケアプラザ所長
目黒 りう	横浜労災病院 医療福祉相談室長
森 哲哉	公認会計士

ウ 会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

項目	審査の視点(例)	配点
1 団体の状況		20
(1) 団体の理念・基本方針及び施設設置目的の理解等	団体の理念・基本方針が施設の設置目的と合致し、公共性の高いものであるか。施設の管理運営の基本方針が具体的に示されているか。	5

(案)

	(2) 財務状況	団体の財務状況が健全で、施設の管理運営を安心して任せるに足る水準にあるか。	5
	(3) 要保護者支援事業の実績	救護施設の運営に活かせる要保護者支援関連事業の実績があるか。	5
	(4) 施設管理運営の実績	公の施設あるいは一般市民が利用する施設の管理及び運営実績があるか。	5
2	職員配置・育成		10
	(1) 職員の確保、配置計画	指定管理者の業務を継続するための職員の人数・体制が整えられる配置計画となっているか。	5
	(2) 職員の育成、研修計画	職員の資質向上のための研修が計画されており、職員の育成を図ろうという姿勢が示されているか。	5
3	施設の管理運営		40
	(1) 建物及び設備の維持保全並びに管理	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（建物・設備の点検など）計画となっているか。	5
	(2) 修繕等への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。 建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。	5
	(3) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応	事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。	5
	(4) 防災に対する取組	・横浜市防災計画等を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。 ・日常的に、地域と連携した取組がなされているか。	5
	(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	社会福祉法第82条に基づく適正な苦情受付体制が整っており、これらを施設運営に反映させ、改善に取組む仕組みが整っているか。	5
	(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組【必須評価基準項目】	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ・ヨコハマプラ 5.3（ゴミ）計画、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。 ・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5
	(7) 衛生管理の取組み	施設や給食等の衛生管理について具体的な取組みが示されているか。	5
	(8) 収支計画の適正性	科目ごとに適正な経費が計上されているか。また、実現性が担保されているか。	5
4	事業の企画・実施		70
	(1) 施設運営にあたり特に重視する取組み	通所事業などの任意事業を実施するなど、特に重視する取組が適切であり、施設の機能や役割を十分に捉え生かしているか。	10
	(2) 入所者のニーズ把握	入所者個々のニーズ把握が適正になされているか。また、把握したニーズが施設運営に適切に反映されているか。	10
	(3) 入所者の自立支援への取組み	入所者の自立を積極的に支援する適切かつ具体的な計画となっているか。	10

(案)

(4) 入所者に対する生活相談、助言などの支援の取組み	入所者に対する生活相談、助言等の支援について、適切かつ具体的な計画となっているか。	10
(5) 入所者に対するプライバシー保護・人権擁護の取組み	入所者のプライバシー保護や人権擁護のための取組みが、適切かつ具体的な計画となっているか。	10
(6) 入所者の健康管理（医療的ケアを含む）	医療的ケアを含め、入所者に対する健康管理体制が、適切かつ具体的であるか。	10
(7) 関係機関及び地域団体との連携	入所者や地域における要支援者の自立に向けて、関係機関と積極的に連携していこうとする計画となっているか。	10
評価項目 1～4 の合計		140
5 加減点項目		
(1) 市内中小企業等であるか	次のいずれかに該当するか。	7
(2) 障害者雇用率、ワークライフバランス及び男女共同参画の推進	障害者雇用率が法定雇用率を超えているか。	3
	以下の計画を策定しているか。 ● 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（1点） ● 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定（1点）	2
	以下にあげる認定のうち、いずれかの認定を受けているか。 ● 次世代育成支援対策推進法による認定 ● 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ● よこはまグッドバランス企業の認定	2
(3) 前期の管理運営の実績（現在の指定管理者のみ）	管理運営実績が良好であるか。 ≪評価項目 1～5 の合計点（満点）の－5%～＋10%以内を目安として配点を設定（加点のみならず、減点も設定する）≫	14
合 計		168

なお、応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。

また、財務状況の評価が著しく悪い場合は、選定から除外する場合があります。

オ 選定結果の通知及び応募書類の公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、健康福祉局ウェブページの掲載等により公表します。

[URL:http://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/seikatsu/seikatsuhogo/hogoshisetu.html](http://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/seikatsu/seikatsuhogo/hogoshisetu.html)

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、市会の議決後、健康福祉局ウェブページ等で公表します。

カ 指定管理者の指定

(案)

市会の議決後に、指定管理者を指定します。(令和7年12月中旬予定)

- キ 指定管理者との協定締結  
「6 協定及び準備に関する事項」を参照

#### (4) 応募手続きについて

次の応募書類をアから順に並べ、ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本1部、同様にした副本1部及び応募団体が特定できないようにしたうえでファイルに綴じた9部を提出してください。いずれも各書類にはページ数及びインデックスを付けてください。また、用紙サイズは原本でサイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

ア 指定申請書(様式1)(横浜市保護施設管理規則 別記様式)

イ 事業計画書(様式2)

ウ 収支予算書(様式3)

エ 要保護者支援活動の実績報告書(様式4)

オ 団体の概要(様式5)

カ 申請団体役員名簿(様式6)

※県警照会用エクセルファイル(データ)も提出してください。

キ 欠格事項に該当しない宣誓書(様式7)

ク 定款、規約その他これらに類する書類

ケ 履歴事項全部証明書(法人のみ。応募書類の受付期間の最終日時点の情報がわかるもの。)

コ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書(様式自由)

サ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度まで、直近3か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。または、これらに類する書類。

シ 税務署発行の納税証明書「その3の3」<sup>\*1, 2</sup>(公募要項の配布開始以降に発行されたもの)

ス 横浜市税の納税状況調査の同意書(様式8)<sup>\*2</sup>

応募時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況(横浜市の課税状況の有無を含め)について状況調査を行います。

セ 労働保険(労災・雇用)の加入を確認できる書類<sup>\*3</sup>

労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し(直近の1回分)等

ソ 健康保険の加入を確認できる書類<sup>\*3</sup>

年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し(直近の1回分)等

タ 厚生年金保険の加入を確認できる書類<sup>\*3</sup>

年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し(直近の1回分)等

チ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類(就業規則、給与規定等)

ツ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの

テ 加減点項目に係る申出書(様式14)及び障害者雇用計算表(様式14-2)<sup>\*4, 5</sup>

※その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

- ※1 同一の区局が所管する複数の施設の選定に応募する場合には、任意の一つの施設への応募書類として原本を添付し、他の応募書類にはコピーを添付することも可とします。その際には、コピーの余白に「原本は〇〇施設の応募書類（令和●年●月●日に●区局●●課に提出）として添付」と明記してください。
- ※2 収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなく、かつ実際に申告税額がない公益法人又は人格のない社団等の場合は、「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式9）」を提出してください。
- ※3 各種社会保険への加入の必要がないため、セ、ソ及びタの提出ができない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式10）を提出してください。
- ※4 加減点項目のうち、「(1)市内中小企業等であるか」「(2)障害者雇用率、ワークライフバランス及び男女共同参画の推進」において加点を希望する団体は、「加減点項目に係る申出書（様式14）」を作成し、該当項目に係る必要書類を添付の上、提出してください。
- ※5 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務を有さない事業者であって、加点を希望する場合には、障害者雇用率が2.50%を超えていることを確認するため、「加減点項目に係る申出書（様式14）」に加えて「障害者雇用計算表（様式14-2）」に必要事項を記入の上、提出してください。

#### 【注意事項】

- ・共同事業体として応募する場合は、上記アからエまでに加えて、代表団体を含むすべての構成団体に関する上記オからツまでを提出してください。その際、次の2点をオに添付してください。
  - オー(ア) 共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）
  - オー(イ) 共同事業体連絡先一覧（様式5-3）
- ・中小企業等協同事業組合として応募する場合には、上記アからエまでに加えて、すべての担当組合員に関する上記オからツまでを提出してください。その際、次の書類をオに添付してください。
  - オー(ウ) 事業協同組合等構成員表（様式5-4）
- ・その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

#### (5) 応募条件等について

##### ア 応募者の資格

社会福祉法（昭和26年法律第45条）第22条に規定する社会福祉法人であること。

##### イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税又は労働保険料を滞納していること。
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること。
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること。

- (d) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、本市における入札参加を制限されていること。
- (e) 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること。
- (f) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること。  
※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式 6）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- (g) 2 年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）。

ウ 共同事業体に関する取扱い

共同事業体の場合には、構成する全ての団体が欠格事項のいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

- (ア) 救護施設横浜市浦舟園の運営に必要な社会福祉法に基づく社会福祉法人としての資格を、当該業務を担当する構成団体が有していること
- (イ) 協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること
- (ウ) 当該共同事業体の構成団体が救護施設横浜市浦舟園の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2 以上の共同事業体の構成団体として応募していないこと

エ 中小企業等協同組合に関する取扱い

中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当する全ての組合員が欠格事項のいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

- (ア) 救護施設横浜市浦舟園の運営に必要な社会福祉法に基づく社会福祉法人としての資格を、当該業務を担当する組合員が有していること
- (イ) 応募時に担当組合員及び責任分担を明確に定め、「事業協同組合等構成員表」の提出が可能であること
- (ウ) 当該中小企業等協同組合の担当組合員が救護施設横浜市浦舟園の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2 以上の中小企業等協同組合の担当組合員として応募していないこと

ウ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

エ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

オ 重複応募の禁止

応募は、一団体につき、一案とします。複数の応募はできません。

カ 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

キ 団体職員以外による、以下の行為の禁止

応募にあたって、応募団体の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

- (フ) 現地見学会・応募説明会への代理出席
- (イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (ウ) 選定委員会の面接審査への出席
- ク 応募者の失格  
応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。
  - (ア) エ～キの禁止事項に該当するなど、公募要項に定める手続きを遵守しない場合
  - (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合
- ケ 応募書類の取扱い  
応募書類は理由を問わず返却しません。
- コ 応募書類の開示  
指定管理者・指定候補者の応募書類については、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。  
その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- サ 応募の辞退  
正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式 11）」を提出してください。
- シ 費用負担  
応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。
- ス 提出書類の取扱い・著作権  
横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

## 6 協定及び準備に関する事項

### (1) 協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、健康福祉局は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

### (2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等）
- エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等）
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項

- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

### (3) 準備業務

#### ア 開業準備

指定期間の開始までに準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

#### イ 業務の引継ぎ

指定管理者が現在の指定管理者と変更になった場合には、両者の間で引継ぎ等を行っていただきます。この場合、引継ぎに要する費用については、「引継ぎ関連費用」として積算の上、指定管理料とは別に提案してください。

引継ぎは指定期間が開始する前年度に行うこととなるため、市会における指定議案の議決後に、横浜市と指定管理者との間で契約を別途締結して実施します。

なお、積算にあたっては、次の条件が最低限満たされることを条件とした上で、費用の上限額を100万円とします。

【引継ぎの期間】 約1か月（令和8年2月頃から令和8年3月頃まで）

【引継ぎの人数】 10人（施設長、事務員1人、主任指導員2人、介護職員3人、看護師1人、栄養士1人、介助員1人）

#### 【引継ぎ項目】

- ・生活支援業務
- ・就労支援業務
- ・入退所手続き業務
- ・給食業務
- ・出納業務
- ・預り金管理業務
- ・通所・訪問業務
- ・居宅生活訓練業務
- ・その他必要業務

### (4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更

横浜市は、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができるものとします。また、指定から指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

上記の場合には、次点候補者を指定候補者として、協議を行い、指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。また、市会の議決が得られないことにより、施設の管理運営開始が延期となった場合の損害についても、補償しません。

**(5) 指定取消及び管理業務の停止等**

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるときは、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 法第 244 条の 2 第 10 項の規定に基づく指示に従わないとき
- エ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、すでに支出した指定管理料の返還、または横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い、指定管理者の組織再編行為等により発生する横浜市の実費（ア）次期指定管理者の指定のために開催する選定評価委員会の委員に支払う謝金等の費用、（イ）組織再編行為等への対応のために必要となった弁護士等の専門家への相談に要する費用）等を求めることがあります。

なお、指定管理者が横浜市指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に横浜市指名停止等措置要綱に定める措置要件に該当する場合は、指名停止を行います。

(案)

別紙 1

現地見学会・応募説明会 参加申込書

令和 年 月 日

(申請先)  
横浜市長

(申請者)  
所在地  
商号又は名称  
担当者名  
電話番号

横浜市救護施設横浜市浦舟園の現地見学会・応募者説明会について、次のとおり参加を申し込みます。

(ふりがな) 氏 名	部署・職名	出席内容 (希望に○)
( )		現地見学会のみ / 応募説明会のみ / 両方
( )		現地見学会のみ / 応募説明会のみ / 両方
( )		現地見学会のみ / 応募説明会のみ / 両方

【お申し込みについて】

期限：令和7年6月12日（木）午後5時まで  
方法：E-mail 又は FAX で、健康福祉局生活支援課事務係あてに送付してください。

(案)

別紙2

## 質問書

令和 年 月 日

(申請先)  
横浜市長

(申請者)  
所在地  
商号又は名称  
担当者名  
電話番号

横浜市救護施設横浜市浦舟園の指定管理者公募要項等について、次のとおり質問事項を提出します。

対象書類等 (該当に○)	ページ・ 項目	内容
・公募要項 ・応募関係書類 ・その他 ( )		

### 【受付について】

期間：令和7年6月16日（月）午前9時から6月23日（月）午後5時まで  
方法：E-mail 又は FAX で、「質問書」（別紙2）を健康福祉局生活支援課事務係にお送りください。  
その他：お電話での御質問にはお答えいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

### 質問内容

項目	(公募要項または資料名・ページ・項目)
内容	

注：質問事項は、本様式1枚につき1つとし、簡潔に記載してください。  
公募要項に指定する期間以外の質問には答えられませんので、ご注意ください。

## 横浜市保護施設 救護施設 横浜市浦舟園 指定管理者の応募関係書類（表紙）

- 1 提出書類は、本表紙の□欄に確認した旨のレ印を記入してください。
- 2 ファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めにした正本1部、副本1部及び応募団体が特定できないようにしたうえでファイルに綴じた9部を提出してください。  
(各書類には、ページ数及びインデックスを付けてください。)
- 3 用紙サイズについて、原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一し、文字は明瞭なものを提出してください。
- 4 事業計画書(様式2)においては、業務の工夫等について、具体的に記載してください。

団体名		
確認欄	提出書類名	レタ番号
<input type="checkbox"/>	ア 指定申請書(様式1)	ア
<input type="checkbox"/>	イ 事業計画書(様式2)	イ
<input type="checkbox"/>	ウ 収支予算書(様式3)	ウ
<input type="checkbox"/>	エ 要保護者支援活動の実績報告書(様式4)	エ
<input type="checkbox"/>	オ 団体の概要(様式5)	オ
<input type="checkbox"/>	カ 役員等氏名一覧表(様式6)	カ
<input type="checkbox"/>	キ 欠格事項に該当しない宣誓書(様式7)	キ
<input type="checkbox"/>	ク 定款、規約その他これらに類する書類	ク
<input type="checkbox"/>	ケ 履歴事項全部証明書(法人のみ。)	ケ
<input type="checkbox"/>	コ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書(様式自由)*	コ
<input type="checkbox"/>	サ 直近3か年度分の貸借対照表、財産目録、損益計算書等*	サ
<input type="checkbox"/>	シ 納税証明書 その3の3	シ
<input type="checkbox"/>	ス 横浜市税の納付状況調査の同意書(様式8)	ス
<input type="checkbox"/>	※ (該当する場合には) 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書(様式9)	※シ～ス
<input type="checkbox"/>	セ 労働保険(労災・雇用)の加入を確認できる書類: 労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し(直近の1回分)等	セ
<input type="checkbox"/>	ソ 健康保険の加入を確認できる書類: 年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し(直近の1回分)等	ソ
<input type="checkbox"/>	タ 厚生年金保険の加入を確認できる書類: 年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し(直近の1回分)等	タ

<input type="checkbox"/>	※（セからタまでのいずれかの保険に加入する必要がない場合は）労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書（様式10）	※セ～タ
<input type="checkbox"/>	チ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）	チ
<input type="checkbox"/>	ツ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの	ツ
<input type="checkbox"/>	テ 加点項目に該当する旨の申出書類（様式14及び様式14-2） （加点を希望する団体のみ。様式14-2は、必要に応じて提出）	テ
共同事業体を結成して応募する場合は、次の書類も提出		
<input type="checkbox"/>	オ-（ア） 共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）	オ-（ア）
<input type="checkbox"/>	オ-（イ） 共同事業体連絡先一覧（様式5-3）	オ-（イ）
中小企業等協同組合として応募する場合は、		
<input type="checkbox"/>	オ-（ウ） 事業協同組合等更生表（様式5-4）	オ-（ウ）

※ 提出日時時点で前事業年度の決算が確定していない場合は、決算が確定している直近の事業年度及び直近の3か年度の書類をそれぞれ御提出ください。

# 指 定 申 請 書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

次の保護施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(施設名) 横浜市保護施設 救護施設 横浜市浦舟園

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

様式2 事業計画書 [1/〇(様式2の総ページ数)]

1 団体の状況－(1)法人の理念・基本方針及び施設設置目的の理解等
団体の理念及び基本方針、施設の管理運営の基本方針について記載してください。

1 団体の状況－(2)財務状況
財務状況について、予算の執行状況、法人税等の対応の有無、財政状況の健全性、安定した経営ができる基盤等について、記載してください。

1 団体の状況－(3)要保護者支援事業の実績
過去に要保護者支援事業に取り組んだ実績について記載してください。
様式4へ記載してください。

様式2 事業計画書 [○/○]

1 団体の状況－(4)施設管理運営の実績
公の施設あるいは一般市民が利用する施設の管理及び運営実績について記載してください。

2 職員配置・育成－(1)職員の確保、配置計画
当該施設を運営していく上で、必要な職員の確保、適正な配置についての考えや計画を記載してください。

2 職員配置・育成－(2)職員の育成、研修計画
職員の資質向上のための研修など、職員の育成についての考えや計画を記載してください。

様式2 事業計画書 [○/○]

3 施設の管理運営－(1)施設及び設備の維持保全及び管理について
施設の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検など）計画を記載してください。

3 施設の管理運営－(2) 修繕等への取組み
施設の安全確保及び長寿命化の観点から、修繕計画を記載してください。建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画としてください。

3 施設の管理運営－(3) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応
事件・事故の防止体制について記載してください。併せて事故発生時、緊急時の対応、連絡体制を具体的に記載してください。

様式2 事業計画書 [○/○]

3 施設の管理運営－(4)防災に対する取組み
横浜市防災計画及び公の施設としての役割を踏まえ、防災への取組みを記載してください。日常的に地域と連携した取り組みとなるよう留意してください。

3 施設の管理運営－(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応
利用者のニーズ・要望・苦情受付体制の整備と、これらを施設運営に反映させ、改善に取り組む仕組みについて記載してください。

3 施設の管理運営－(6) 個人情報保護等の取組み
個人情報の保護に対する取り組みや法人の運営状況等の情報公開について、具体的に記載してください。ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策並びに、市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組を記載してください。

様式2 事業計画書 [○/○]

3 施設の管理運営－(7) 衛生管理の取組み

施設や給食等の衛生管理についての具体的な方策について記載してください。

3 施設の管理運営－(8) 収支計画の適正性

指定期間中の収支計画について、記載してください。

4 事業－(1) 施設運営にあたり特に重視する取組み

施設運営にあたって特に重視する取組や配慮を行う事項について、記載してください。通所事業など任意事業の実施について記載してください。

様式2 事業計画書 [○/○]

4 事業-(2) 入所者のニーズ把握
入所者個々のニーズ把握を行い、把握したニーズを施設運営に適切に反映するための方策について具体的に記載してください。

4 事業-(3) 入所者の自立支援への取組み
入所者の自立を支援するための具体的な方策について記載してください。

4 事業-(4) 入所者に対する生活相談、助言などの支援の取組み
入所者に対する生活相談、助言等の支援の取組みについて、具体的に記載してください。

様式2 事業計画書 [○/○]

4 事業-(5) 入所者に対するプライバシー保護・人権擁護の取組
入所者のプライバシーを保護や人権擁護のための取組について、具体的な方策を記載してください。

4 事業-(6) 入居者の健康管理（医療的ケアを含む）
医療的ケアを含め、入居者の健康管理を適切に行うための体制や、具体的な方策を記載してください。

4 事業-(7) 関係機関及び地域団体との連携
入所者や地域における要支援者の自立に向けた関係機関及び地域団体との連携についての意向を記載してください。

※各項目の枠の大きさを適宜変更して構いません。別添資料としても差し支えありません。

様式3

横浜市保護施設 救護施設 横浜市浦舟園 収支予算書

法人名 \_\_\_\_\_

収 支 予 算 書

(単位：千円)

科 目	金 額	説 明
【収入の部】 指定管理料 (施設事務費) (生活扶助費)		
収入合計 (A)		
【支出の部】 人件費  施設管理運営経費		
支出合計 (B)		
当期収支差額 (A) - (B)		

※ 科目には入力済みの大項目の他、中項目、小項目を設けて記入してください。

## 要保護者支援活動の実績報告書

(令和 7 年 6 月現在)

法人としての、要保護者支援活動の実績(過去 1 年間、市内に限らず他都市での活動実績を含む)を、具体的に記載してください。

※実績報告書の内容が記載されているものがある場合は、別添として提出することもできます。

## 団体の概要

(令和〇年〇月現在)

(ふりがな) 商号又は名称	( )			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	( )			
所在地	〒			
設立年月日	年	月		
沿革				
事業内容等				
財政状況 ※直近3か年 の事業年度分	年 度	令和〇年度	令和〇年度	令和〇年度
	総 収 入			
	総 支 出			
	当期収支差額			
	次期繰越収支差額			
連絡担当者	(ふりがな) 氏名	( )		
	部署・職名			
	電話番号		FAX	
	E-mail			
特記事項				

### 共同事業体の結成に関する申請書

(申請先)  
横浜市長

(申請者)

共同事業体の名称 \_\_\_\_\_

共同事業体代表団体 所在地

商号又は名称

代表者職氏名

横浜市保護施設 救護施設 横浜市浦舟園の公募に参加するため、公募要項に基づき、次のとおり共同事業体を結成したことを証するとともに、申請します。

### 共同事業体の結成に関する協定書

目的		
名称		
事務所所在地		
構成団体（代表 団体も構成団体 として記載する こと）	所在地	
	商号又は名称	
	所在地	
	商号又は名称	
代表団体	所在地	
	商号又は名称	

(裏面あり)

代表団体の権限	1 指定管理者の指定申請及び協定の締結等に関し、横浜市との関係において共同事業体を代表する権限 2 経費の請求及び受領に関する権限 3 契約に関する権限
結成及び解散	当共同事業体は、令和 年 月 日に結成し、指定期間終了後3か月を経過する日以降に解散するものとします。ただし、指定管理者に指定されなかった場合には、ただちに解散します。
業務遂行及び債務の履行についての責任	各構成団体は指定管理者としての業務の遂行、及び業務の遂行に伴い当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。
権利義務の譲渡制限	本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはありません。
協議事項	この協定書に定めのない事項については、構成団体全体により協議することとします。

(備考) 共同事業体の構成団体が3者を上回る場合は、この様式に準じた様式を作成してください。

令和 年 月 日

代表団体 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

構成団体 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

構成団体 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

## 共同事業体連絡先一覧

共同事業体名

〔代表構成団体 担当者連絡先〕

(ふりがな) 氏名	( )		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

〔構成団体 担当者連絡先〕

(ふりがな) 氏名	( )		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

〔構成団体 担当者連絡先〕

(ふりがな) 氏名	( )		
所属団体			
部署・職名			
電話番号		FAX	
E-mail			

事業協同組合等構成員表

1 事業協同組合等
所在地 名称 代表者名  担当者 氏名 所属 所在地 電話 FAX E-mail
役割分担：

2 担当組員
所在地 名称 代表者名  担当者 氏名 所属 所在地 電話 FAX E-mail
役割分担：

3 担当組員
所在地 名称 代表者名  担当者 氏名 所属 所在地 電話 FAX E-mail
役割分担：

4 担当組合員以外の組合員	
所在地 名 称	

(備考) 指定管理者としての業務を行う組合員は、すべて「担当組合員」として記載してください。

記入欄が足りない場合は、本様式に準じた様式を作成してください。



欠格事項に該当しない宣誓書

令和 年 月 日

(申請先)  
横浜市長

(申請者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

当団体は、横浜市保護施設 救護施設横浜市浦舟園の指定管理者への応募に際し、応募資格を満たすとともに次の欠格事項に該当しないことを宣誓します。

《欠格事項》

- 1 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納していること
- 2 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入への必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないこと
- 3 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- 4 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けたものであること
- 5 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていること
- 6 選定委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- 7 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- 8 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）
- 9 次のうち、当団体の応募形式に関する事項について、該当していること
  - (1) 単体として応募している場合  
横浜市保護施設 救護施設横浜市浦舟園の運営に必要な社会福祉法に基づく社会福祉法人としての資格を有していないこと
  - (2) 共同事業体として応募している場合
    - ア 横浜市保護施設 救護施設横浜市浦舟園の運営に必要な社会福祉法に基づく社会福祉法人としての資格を、当該業務を担当する構成団体が有していないこと
    - イ 協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することができないこと
    - ウ 当該共同事業体の構成団体が横浜市保護施設 救護施設横浜市浦舟園の指定管理者の

選定に単体又は2以上の共同事業体の構成団体として応募していること

(3) 中小企業等協同組合として応募している場合

ア 横浜市保護施設 救護施設横浜市浦舟園の運営に必要な社会福祉法に基づく社会福祉法人としての資格を、当該業務を担当する組合員が有していないこと

イ 応募時に担当組合員及び責任分担を明確に定め、「事業協同組合等構成員表」を提出することができないこと

ウ 当該中小企業等協同組合の担当組合員が横浜市保護施設 救護施設横浜市浦舟園の指定管理者の選定に単体又は2以上の中小企業等協同組合の担当組合員として応募していること

## 横浜市税の納付状況調査の同意書

令和〇年〇月〇日

(申請先)  
横浜市長

(申請者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

当団体は、横浜市が横浜市保護施設 救護施設横浜市浦舟園の指定管理者選定等に伴い、次の事項を行うことに同意します。

- 1 指定管理者選定時及び指定期間中の毎年度、次の税目の納付状況の調査を行うこと
  - (1) 市民税・県民税（特別徴収分）
  - (2) 法人市民税
  - (3) 事業所税
  - (4) 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
  - (5) 固定資産税（償却資産）
- 2 当団体が複数の施設の指定管理者選定に応募している場合又は指定管理者となっている場合、1の調査結果を関係する施設所管課間で共有すること

【必要事項記入欄】 ※いずれかを選択し、必要事項を記入してください。

法人番号有り

法人番号	
------	--

法人番号無し

(フリガナ) 事業者名	
事業所住所	
(フリガナ) 代表者名	

【その他】

横浜市税の手続において、通知等送付先の登録が団体の住所と異なる場合は、下記も御記入ください。

通知等送付先	
--------	--

**【担当者連絡先】**

(ふりがな) 氏 名	( )		
部署・職名			
電話番号		FAX	
Email			

(様式9)

法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書

令和 年 月 日

(申請先)  
横浜市長

(申請者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

当団体は、法人税法第4条第1項及び地方税法第296条第1項に規定する収益事業等を、直近5か年の事業年度において実施していないことを宣誓します。

労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書

令和 年 月 日

(申請先)  
横浜市長

(申請者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

横浜市保護施設 救護施設横浜市浦舟園の指定管理者選定にあたり、次の事項のうち□欄にチェックしたのものについて申し出ます。

なお、今後、各種保険の加入義務が生じた場合には、直ちに手続を行うとともに、横浜市に報告します。

1 労働保険（労災保険・雇用保険）について、次の理由により加入の必要はありません。

□(1) 労災保険について

理由：

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、令和〇年〇月〇日、  
( 確認先機関名を記載 例:〇〇労働基準監督署〇〇課 ) に、(電話・訪問)により確認しました。

□(2) 雇用保険について

理由：

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、令和〇年〇月〇日、  
( 確認先機関名を記載 例:〇〇公共職業安定所〇〇課 ) に、(電話・訪問)により確認しました。

□2 健康保険について、次の理由により加入の必要はありません。

理由：

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、令和〇年〇月〇日、  
( 確認先機関名を記載 例:〇〇年金事務所〇〇課 ) に、(電話・訪問)により確認しました。

□3 厚生年金保険について、次の理由により加入の必要はありません。

理由：

なお、上記の理由により加入の必要がないことについては、令和〇年〇月〇日、  
( 確認先機関名を記載 例:〇〇年金事務所〇〇課 ) に、(電話・訪問)により確認しました。

※必ず「理由」も記入してください。

**【問合せ先】**

○労働保険（労災保険・雇用保険）について

厚生労働省のホームページより、「都道府県労働局（労働基準監督署）所在地一覧」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

○健康保険及び厚生年金保険について

日本年金機構のホームページより、「全国の相談・窓口一覧」をご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

辞退届

令和〇年〇月〇日

(申請先)  
横浜市長

(申請者)  
所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

横浜市保護施設 救護施設横浜市浦舟園の指定管理者の選定について、都合により辞退したいのでお届けします。

【担当者連絡先】

(ふりがな) 氏 名	( )		
部署・職名			
電話番号		FAX	
Email			

※ 確認のため、応募書類に記載いただいた連絡先に電話等で連絡させていただくことがあります。

応募団体名：

様式 14

評価基準加点項目に係る申出書

指定管理者公募要項中、評価基準に規定する加減点項目において、以下の項目について加点を希望するため、必要書類を添付し提出します。

- 1 市内中小企業等（申請日時点の状況で判断してください。）

【添付資料】 不要

- 2 本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況

- (1) 障害者法定雇用率の達成状況（申請直前の6月1日現在の状況で判断してください。）

【添付資料】

以下のいずれかの書類を添付してください。

※**法定雇用率を超える場合に加点対象**となります。障害者雇用率算定の結果、**法定雇用率（2.50%）と同値の場合には、加点対象外**です。

- ①障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務がある場合：障害者雇用状況報告書（事業主控）の写し（申請日の直近の6月1日現在の職業安定所の受付印が確認できるもの\*）
- ②上記①以外の場合：障害者雇用率（実雇用率）が2.50%を超えていることを確認するため、別紙の障害者雇用計算表を作成のうえ、提出してください（申請日の直近の6月1日現在の状況を記載してください。）。

- (2) ワークライフバランス及び男女共同参画の推進（申請日時点の状況で判断してください。）

- ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定

（従業員101人未満の場合のみ加算対象）

【添付資料】

以下のいずれかの書類を添付してください。（いずれの場合も労働局の受付印が確認できるもの\*）

- ・「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（次世代育成支援対策推進法施行規則第1条第1項に規定されたもの）
- ・「一般事業主行動計画作成・変更届（一体型）」の写し（次世代育成支援対策推進法施行規則第1条第2項に規定されたもの）

- イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主計画の策定

（従業員101人未満の場合のみ加算対象）

【添付資料】

以下のいずれかの書類を添付してください。（いずれの場合も労働局の受付印が確認できるもの\*）

- ・「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（女性活躍推進法第8条第1項に規定されたもの）
- ・「一般事業主行動計画作成・変更届（一体型）」の写し（次世代育成支援対策推進法施行規則第1条第2項に規定されたもの）

※電子申請で提出した場合は、受領がわかる画面データを添付してください。

- ウ ①次世代育成支援対策推進法による認定（「くるみん」、「トライくるみん」又は「プ

ラチナくるみん」の認定)、②女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」の認定)又は③「よこはまグッドバランス企業」の認定【①から③のうち、いずれか1項目を満たせば加点対象】

**【添付資料】**

加点対象となる認定項目に係る認定証の写し(「よこはまグッドバランス企業」の認定においては、申請日時点において認定期間内となっているものに限る。)

**【注意事項】**

- 加点対象となる項目に「」を記入してください。
- 応募団体がJV(共同事業体)の場合は、代表企業の該当の状況により判断してください。

応募団体名：

様式 14-2

### 障害者雇用計算表

障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項による障害者雇用状況の報告義務を有さない事業者であって、加点を希望する場合には、障害者雇用率が2.50%を超えていることを確認するため、次の障害者雇用計算表に必要事項を記入のうえ、提出してください。

障害者雇用計算表（申請日の直前の6月1日現在の状況を記載してください。）

常用雇用労働者数（A） ※短時間労働者を除く		人
短時間労働者数（B）		人
算定基礎労働者数（C）：【A + (B × 1/2)】		人
常用の障害者雇用数	重度の身体・知的障害者数（D）	人
	D以外の身体・知的及び精神障害者数（E）	人
短時間の障害者雇用数	重度の身体・知的障害者数（F）	人
	F以外の身体・知的及び精神障害者数※（G）	人
算定障害者数（H）：【(D × 2) + E + F + (G × 1/2)】		人
障害者雇用率【H/C × 100】（小数点以下第3位を四捨五入）		%

法定雇用率を超える場合に加点対象となります。障害者雇用率算定の

#### 【記載方法】

- ・（A）、（D）、（E）の常用雇用労働者とは、1週間の所定労働時間が30時間以上で、1年以上継続して雇用される者（見込みを含む）。
  - ・身体障害者は、原則として身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級の者。このうち（D）、（F）の重度身体障害者は、身体障害者のうち1級又は2級の者。
  - ・知的障害者は、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターにより知的障害者と判定された者。このうち（D）、（F）の重度知的障害者は、愛の手帳（療育手帳）で程度が「A」とされている者、「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書を受けている者又は障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された者。
  - ・精神障害者は、精神保健福祉手帳の交付を受けている者。
  - ・（B）、（F）、（G）の短時間労働者は、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満で、1年以上継続して雇用される者（見込みを含む）。
- ※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、雇入れから3年以内の方、又は精神保健福祉手帳取得から3年以内の方、かつ、令和5年3月31日までに雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方は、対象者1人につき1人分雇用しているものとしてカウントするため、（E）へ記載してください。

#### 【注意事項】

提出書類は返却しません。また、提出書類は本件審査にのみ使用し、その他の目的には使用しません。ただし、必要に応じ提出された書類について、事実確認（雇用を証明する書類の提出等）を求めることがありますので、ご了承ください。

## 【参考】用語の説明等

### 1 常用雇用労働者の範囲

次のように1年以上継続して雇用される者（見込みを含む）をいいます。ただし、1年以上継続して雇用されている者であっても、1週間の所定労働時間が20時間未満の者については、障害者雇用率制度上の常用雇用労働者の範囲には含めません。

- (1) 雇用期間の定めのない労働者
- (2) 一定期間（1か月、6か月等）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて事実上(1)と同一状態にあると認められる者
- (3) 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上(1)と同一状態にあると認められる者

### 2 障害者である短時間労働者の範囲

身体障害者（重度を含む）、知的障害者（重度を含む）又は精神障害者（※）であって、次の要件に該当する者をいいます。

- (1) 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満。
- (2) 1年以上継続して雇用されること（見込みを含む）。

※ただし、精神障害者である短時間労働者であって、雇入れから3年以内の方、または、精神保健福祉手帳取得から3年以内の方、かつ、令和5年3月31日までに、雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した方は、常用雇用労働者に含めます。

### 3 対象となる障害者

- (1) 「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の等級が1級から6級に該当する者とし、ます。「重度身体障害者」とは、このうち1級または2級とされる者です。
- (2) 「知的障害者」とは、児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第19条の障害者職業センターにより知的障害者と判定された者をいいます。また、「重度知的障害者」とは、知的障害者のうち知的障害の程度が重いと判定された者をいいます。具体的には、次のいずれかに該当する者となります。
  - ア 愛の手帳（療育手帳）で程度が「A」とされている者。
  - イ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医による、療育手帳の「A」に相当する程度（特別障害者控除を受けられる程度等）とする判定書を受けている者。
  - ウ 障害者職業センターにより「重度知的障害者」と判定された者。
- (3) 「精神障害者」とは、精神保健福祉手帳の交付を受けている者とし、ます。

### 4 雇用障害者数のカウントの方法について

- (1) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用雇用労働者のうち、1週間の所定労働時間が30時間以上の者は1人につき1人分雇用しているとみなします。ただし、重度身体障害者及び重度知的障害者は、1人につき2人分雇用しているとみなします。
- (2) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満）は、1人につき0.5人分雇用しているとみなします。ただし、重度身体障害者及び重度知的障害者は1人につき1人分雇用しているとみなします。

※精神障害者である短時間労働者であって、雇入れから3年以内の者、又は精神保健福祉手帳取得から

3年以内の者で、かつ、令和5年3月31日までに、雇い入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人につき1人分雇用しているとみなします。

## ○横浜市保護施設管理規則

昭和31年6月25日

規則第45号

注 平成6年7月から改正経過を注記した。

横浜市保護施設管理規則をここに公布する。

## 横浜市保護施設管理規則

## 目次

## 第1章 総則

第1節 施設の管理運営の方針(第1条—第4条)

第2節 指定管理者の公募等(第5条—第8条)

第3節 費用の徴収(第9条—第11条)

## 第2章 救護施設

第1節 施設の目的及び入寮手続(第12条—第14条)

第2節 入寮者に対する処遇方法(第15条—第23条)

第3節 入寮者の守るべき規律(第24条—第31条)

第4節 作業の種類及び方法等(第32条—第34条)

## 第3章 更生施設(第35条・第36条)

## 第4章 補則(第37条)

## 付則

## 第1章 総則

第1節 施設の管理運営の方針

(趣旨)

第1条 [横浜市保護施設条例\(昭和31年6月横浜市条例第15号。以下「条例」という。\)](#)第1条に規定する保護施設(以下「施設」という。)の管理及び運営に関しては、この規則の定めるところによる。

(施設の事業)

第2条 施設の事業は、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)の基本原則に基いて、施設の利用者(以下「利用者」という。)の保護及び福祉の万全を期するものとする。

(施設の運営方針)

第3条 施設の運営にあたっては、利用者をしてその心身の状態に応じた快適でしかも規律ある生活に親しませ、明るい環境のもとに生活させるようにしなければならない。

2 利用者のうち更生を必要とする者については、勤労の精神を養成し、心身ともに健全な社会人として自己の責任により生活することができる基礎をつちかうように導かなければならない。

(施設の使用定員)

第4条 施設の使用定員は、次のとおりとする。

種類	名称	使用定員
救護施設	横浜市浦舟園	100人
更生施設	横浜市中央浩生館	60人

(平16規則72・平19規則20・令5規則28・一部改正)

第2節 指定管理者の公募等

(平16規則12・改称)

(指定管理者の公募)

第5条 [条例第5条第2項](#)の規定による指定管理者の公募(以下「公募」という。)は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人を対象として行うものとする。

2 市長は、公募を行うに当たっては、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(平16規則12・全改)

(指定申請書の提出等)

第6条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書([別記様式](#))を市長に提出しなければならない。

2 [前項](#)の申請書には、[条例第5条第3項](#)に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 法人の登記事項証明書
  - (3) [前項](#)の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
  - (4) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
  - (5) その他市長が必要と認めるもの  
(平16規則12・全改、平19規則20・一部改正)
- (非常災害に処する訓練)

第7条 指定管理者は、特に火災の防止に努め、非常災害その他急迫した事態に際しとるべき処置についてあらかじめ計画を立て、使用者を随時訓練して、人命及び施設の保護に万全を期さなければならない。  
(平16規則12・一部改正)

(帳簿)

第8条 指定管理者は、施設の管理及び運営の状況を明らかにするため、帳簿類を備えなければならない。  
(平16規則12・一部改正)

第3節 費用の徴収  
(平11規則26・改称)

(費用徴収の決定)

第9条 [条例第3条ただし書](#)の規定により徴収する費用の額は、使用者または扶養義務者の負担能力に応じて、市長が定める。

第10条 削除  
(平11規則26)

(費用の徴収手続)

第11条 [第9条](#)により決定した費用の徴収については、決定通知書に納付書を添え、使用者又は扶養義務者に交付して納付させる。  
(平11規則26・一部改正)

第2章 救護施設

第1節 施設の目的及び入寮手続  
(施設の目的)

第12条 救護施設は、原則として年齢18歳以上60歳未満の者で、身体上又は精神上に著しい障害があるため、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助及び救護を行うことを目的とする。  
(平12規則132・一部改正)

(入寮者の資格及び入寮手続)

第13条 救護施設(以下この章において「寮」という。)に入所する者(以下この章において「入寮者」という。)は、[前条](#)に定める要件を満たす者であって、法第30条第1項ただし書の規定により、福祉保健センター長又は本市以外の社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に定める福祉に関する事務所の長(以下「本市以外の福祉事務所長」という。)から送致された者又は入所を委託された者及び[条例第2条第2号](#)及び[第3号](#)に規定する者とする。

2 福祉保健センター長は、要保護者を送致しようとするときは、その旨を指定管理者に通知しなければならない。

3 本市以外の福祉事務所長は、要保護者を委託しようとするときは、その旨を市長に通知しなければならない。

4 [条例第2条第3号](#)に規定する者が入寮しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。  
(平12規則132・平13規則113・平16規則12・一部改正)

(入寮委託等の通知)

第14条 市長は、要保護者の委託を受けたとき及び[前条第4項](#)の規定により使用の許可等をしたときは、その旨を指定管理者に通知するものとする。  
(平16規則12・一部改正)

第2節 入寮者に対する処遇方法  
(日課の制定)

第15条 指定管理者は、入寮者の日常生活に必要な日課を定め、これを励行させなければならない。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日には、適当な指導のもとに休養させなければならない。  
(平16規則12・一部改正)

(新入寮者の処置)

第16条 指定管理者は、新たに入寮した者について、直ちに次に掲げる処置をしなければならない。

- (1) 心身の状況、教育程度、技能その他身上に関する調査を行い、これを記録しておくこと。
  - (2) 衣類及び所持品を調査し、かつ健康診断を行い、衛生上その他必要な処置をすること。
  - (3) 寮の目的、運営方針、日課その他入寮中の参考となる事項を説明すること。
- (平16規則12・一部改正)

(給食)

第17条 入寮者に対する給食は、法第8条の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準に従い熱量、成分及び味覚等に注意し、健康及び体力の維持向上に努めなければならない。

(平13規則1・一部改正)

(寝具等の貸与・給与)

第18条 入寮者には、必要に応じ寝具その他日常に必要な物品を、貸与しまたは給与しなければならない。

2 指定管理者は、前項の物品の利用保全に関し、必要な指示をすることができる。

(平16規則12・一部改正)

(生活の指導)

第19条 指定管理者は、入寮者から処遇に対する意見を聞き、又は一身上の事情につき相談を受けるため、随時面接し、かつ、生活の指導及び問題の解決に努めなければならない。

(平16規則12・一部改正)

(環境の整備及び衛生管理)

第20条 指定管理者は、入寮者が明朗で、かつ、親しめる生活ができるように環境の整備を行い、特に寮の内外の清潔、整とん、衣類、寝具等の保全並びに教養の向上を図り、読書、音楽、運動その他の慰安を適時実施して、清新な環境の育成に努めなければならない。

2 入寮者のうち男子には、月1回以上の理髪を行い、男女とも週2回以上の入浴をさせなければならない。

(平16規則12・一部改正)

(健康診断)

第21条 指定管理者は、入寮者に対し年2回以上の健康診断を行い、これを記録しておかなければならない。

(平16規則12・一部改正)

(健康管理)

第22条 指定管理者は、入寮者の健康管理に十分留意し、入寮者が疾病にかかり、又は負傷したときは、医師の指示により適当な処置を講じ、かつ、静養を与え、その回復を図るように努めなければならない。

(平16規則12・一部改正)

(死亡者の取扱)

第23条 指定管理者は、入寮者が死亡したときは、その日時、病名、死亡場所及び死因を記録し、市長、福祉保健センター長又は本市以外の福祉事務所長及び遺族又は関係者に、その旨を通知しなければならない。

2 指定管理者は、死体を遺族又は関係者に引き渡さなければならない。

3 指定管理者は、入寮者が死亡し、引取人がないときは、法第18条第2項の規定により処置し、遺骨は、別に定めるところにより処置しなければならない。

4 指定管理者は、死亡者に遺留した金品があるときは、市長、福祉保健センター長又は本市以外の福祉事務所長に当該金品を届け出なければならない。

(平13規則113・平16規則12・一部改正)

第3節 入寮者の守るべき規律

(日課の励行)

第24条 入寮者は、日課に従い規律ある生活をなし、老衰者及び病弱者を除き進んで勤労に従事し、常に心身の鍛錬につとめ自立更生に心がけなければならない。

2 特別の事由により日課に従うことのできない者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

(平16規則12・一部改正)

(特に守るべき事項)

第25条 入寮者は、寮の事業に協力し、団体生活の秩序を保ち、相互親和につとめ、かつ次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火気の取扱に注意し、たき火、自炊及び就寝時間内の喫煙をしないこと。
- (2) けんかその他他人の迷惑となる行為をしないこと。
- (3) 寮の設備等に損害を与えないこと。
- (4) 無断で備品の指定位置及び形状を変更しないこと。
- (5) その他指定管理者の指示に反した行為をしないこと。

(平16規則12・一部改正)

(外出の承認)

第26条 入寮者が外出しようとするときは、その都度外出先、用件及び帰寮の時刻その他必要な事項を指定管理者に申し出て承認を得るとともに、帰寮したときは、速やかに、指定管理者に申し出なければならない。

(平16規則12・一部改正)

(外来者との面会)

第27条 入寮者が外来者と面会しようとするときは、その者との間柄及び面会時間その他の事項を指定管理者に申し出て承認を受け、その指定した場所で面会しなければならない。

(平16規則12・一部改正)

(収入の届出)

第28条 入寮者が就業その他により収入を得たときは、指定管理者に届け出なければならない。

2 [前項](#)による収入金その他の所持金は、つとめて貯金するようにしなければならない。

(平16規則12・一部改正)

(異動の届出)

第29条 入寮者が身分その他の事項に異動があったときは、速やかに、指定管理者に届け出なければならない。

(平16規則12・一部改正)

(通知義務)

第30条 指定管理者は、入寮者が次のいずれかに該当する場合は、その旨を市長、福祉保健センター長又は本市以外の福祉事務所長に通知しなければならない。

- (1) 寮の設備若しくは備品を故意に破損し、又は備品若しくは貸与品を持ち出した場合
- (2) けんか又は暴力等により他人に迷惑を及ぼした場合
- (3) 公安を害し、又は寮の秩序を乱した場合
- (4) その他この規則に違反した場合

(平16規則12・全改)

(退寮の申請)

第31条 [条例第2条第2号](#)及び[第3号](#)に規定する者が退寮しようとするときは、市長に申請しなければならない。

第4節 作業の種類及び方法等

(作業の種類)

第32条 入寮者の作業は、次のとおりとする。

- (1) 寮内作業
  - (2) 寮外作業
  - (3) 内職作業
- 2 寮内作業は、寮の清掃、修理その他軽易な作業について、指定管理者が入寮者の希望及び能力に応じて従事させるものとする。
- 3 寮外作業は、自立更生の一段階として、入寮者が指定管理者の承認を受けて自己の責任において、適当な作業に就労するものとする。
- 4 内職作業は、指定管理者の承認を受けて、入寮者が外部から依頼を受け、寮内でその作業に従事するものとする。

(平16規則12・一部改正)

(作業時間)

第33条 寮内作業及び内職作業は、日課に定められた時間内において、入寮者の心身の状況に応じて適当な時間を定めて行わせる。ただし、作業時間は、休憩時間を除き、1日5時間をこえてはならない。

(手当の支給)

第34条 寮内作業に従事した者に対しては、予算の範囲内において手当を支給する。

第3章 更生施設

(施設の目的)

第35条 更生施設は、原則として年齢18歳以上60歳未満の者で、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行い、自立更生させることを目的とする。

(平12規則132・一部改正)

(準用規定)

第36条 この章に定めるもののほか、入寮者の資格及び入寮手続、入寮者に対する処遇方法、入寮者の守るべき規律並びに作業の種類及び方法等については、[第2章](#)の規定を準用する。

第4章 補則

(委任)

第37条 健康福祉局長は、この規則に定める帳簿その他必要な事項を定めることができる。  
(平6規則64・平19規則20・一部改正)

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 横浜市保護寮管理規則(昭和30年7月横浜市規則第41号)は、廃止する。
- 3 この規則施行の際、現に横浜市保護施設の使用の許可等を受けている者及び使用の申請等のものは、この規則の相当規定により、許可等を受けた者及び申請等をしたものとみなす。

附 則(昭和32年7月規則第50号)

この規則は、昭和32年7月10日から施行する。

付 則(昭和40年6月規則第56号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和40年7月1日から施行する。
- 3 この規則施行の際、この規則による改正前の規則の規定によってなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の規則の相当規定によってなされた手続その他の行為とみなす。
- 4 この規則施行の際、この規則による改正前の規則の規定により作成された様式、書類については、なお当分の間これを適宜修正のうえ使用することができるものとする。

付 則(昭和41年1月規則第2号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 7 この規則施行の際、この規則による改正前の横浜市職業訓練所条例施行規則及び横浜市共同作業所条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の横浜市職業訓練所条例施行規則及び横浜市共同作業所条例施行規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

付 則(昭和42年3月規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和43年1月規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和44年3月規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年3月規則第14号)

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則(昭和47年4月規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和48年4月規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年3月規則第31号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年12月規則第118号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年7月規則第64号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
付 則(平成11年3月規則第26号) 抄  
(施行期日)
- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。  
付 則(平成12年9月規則第132号) 抄  
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
付 則(平成13年1月規則第1号) 抄  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。  
付 則(平成13年12月規則第113号) 抄  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の(中略)横浜市保護施設管理規則(中略)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の(中略)横浜市保護施設管理規則(中略)の相当規定

によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成16年3月規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年6月規則第72号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月規則第28号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

[別記様式\(第6条第1項\)](#)

(平16規則12・追加、平19規則20・一部改正)

別記様式(第6条第1項)

指 定 申 請 書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

所在地  
申請者 法人名  
代表者氏名

次の保護施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(施設名)

(注意)申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款
- (3) 法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該施設の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(A4)